

## 指定都市の「令和5年度大都市財政の実態に即応する財源の拡充についての要望（通称：青本）」について

### (1) 令和5年度青本における重点要望事項（案）

#### 【税制関係】

##### 1 真の分権型社会の実現のための国・地方間の税源配分の是正

- (1) 消費税、所得税、法人税等、複数の基幹税からの税源移譲を行い、国・地方間の「税の配分」をまずは5：5とし、さらに、国と地方の役割分担を抜本的に見直した上で、その新たな役割分担に応じた「税の配分」となるよう、地方税の配分割合を高めていくこと。
- (2) 地方自治体間の財政力格差の是正は、法人住民税などの地方税収を減ずることなく、国税からの税源移譲等、地方税財源拡充の中で地方交付税なども含め一体的に行うこと。

##### 2 大都市特有の財政需要に対応した都市税源の拡充強化

大都市特有の財政需要に対応するため、都市税源である消費・流通課税及び法人所得課税の配分割合を拡充すること。  
特に、地方消費税と法人住民税の配分割合を拡充すること。

##### 3 事務配分の特例に対応した大都市特例税制の創設

道府県から指定都市に移譲されている事務・権限及び新たに移譲される事務・権限について所要額が税制上措置されるよう、道府県から指定都市への税源移譲により大都市特例税制を創設すること。

#### 【財政関係】

##### 1 国庫補助負担金の改革

- (1) 国と地方の役割分担の見直しを行った上で、国が担うべき分野については必要な経費全額を国が負担するとともに、地方が担うべき分野については国庫補助負担金を廃止し、所要額を全額税源移譲すること。

- (2) 税源移譲されるまでの間、地方が必要とする国庫補助負担金の総額を確保するとともに、地方にとって、自由度が高く活用しやすい制度とすること。

##### 2 国直轄事業負担金の廃止

国と地方の役割分担の見直しを行った上で、国が行うこととされた国直轄事業については、地方負担を廃止すること。

また、現行の国直轄事業を地方へ移譲する際には、所要額を全額税源移譲すること。

### 3 地方交付税の必要額の確保と臨時財政対策債の廃止

- (1) 地方交付税は地方固有の財源であることから、国の歳出削減を目的とした総額の一方的な削減は決して行わず、大都市特有の財政需要を反映させるなど、地域社会に必要不可欠な一定水準の行政サービスの提供に必要な額を確保すること。特に、新型コロナウイルスの感染拡大を契機として経常的に見込まれる財政需要や原油価格・物価高騰による内部管理経費の増大を含む各種対応についても、必要な財政措置を行うこと。
- (2) 地方財源不足の解消は地方交付税の法定率引上げなどにより対応し、臨時財政対策債は速やかに廃止すること。
- (3) 地方交付税の算定に当たっては、地方交付税額の予見可能性を確保すること。

### (2) 今後の進め方について

9月29日	大都市税財政制度・都市問題等特別委員会 (今年度の青本の重点要望事項（最終案）等について)
特別委員会終了後	市長、議長決裁
10月6日	税財政関係特別委員長会議（Web会議） (大都市財政の実態に即応する財源の拡充に関する要望運動等の進め方について)
10月中下旬～	各指定都市市長・議長による要望活動

※ 今年度の青本のとりまとめ幹事市は、堺市です。

## 【参考：要望活動について】

### ① 政府及び政党

要望時期 10月中下旬

要 望 者 幹事市（堺市）の市長・議長

要 望 先 内閣府、内閣官房、総務省、財務省、各政党

### ② 政府税制調査会及び経済財政諮問会議

要望時期 ①以降

要望先等 ①により対応する以外の委員及び構成員について、  
指定都市市長会事務局で対応

### ③ 衆議院・参議院総務委員会及び政党（党派別要望）等

#### ア 衆議院・参議院総務委員会

要望時期 10月中下旬

要 望 者 幹事市（堺市）の税財政関係特別委員長

#### イ 政党（党派別要望）

要望時期 11月上～下旬を目安

要 望 者 各市の税財政関係特別委員

#### ウ 地元選出国会議員

要望時期 税財政関係特別委員長会議直後～11月下旬を目安

要 望 者 各市の税財政関係特別委員



**大都市財政の実態に即応する  
財源の拡充についての要望**  
**(案)**

**(令和5年度)**

**指 定 都 市**

# 目 次

・ 重点要望事項 .....	1
・ 要望事項 .....	3
・ 重点要望事項詳細説明	
<税制関係>	
1 真の分権型社会の実現のための国・地方間の税源配分のは是正 .....	7
2 大都市特有の財政需要に対応した都市税源の拡充強化 .....	9
3 事務配分の特例に対応した大都市特例税制の創設 .....	11
<財政関係>	
1 国庫補助負担金の改革 .....	13
2 国直轄事業負担金の廃止 .....	15
3 地方交付税の必要額の確保と臨時財政対策債の廃止 .....	17
・ 要望事項詳細説明	
<税制関係>	
1 消費・流通課税の充実 .....	22
2 所得課税の充実（個人住民税） .....	23
3 所得課税の充実（法人住民税） .....	24
4 固定資産税の安定的確保 .....	25
5 定額課税の見直し .....	27
6 税負担軽減措置等の整理合理化 .....	28
<財政関係>	
1 国庫補助負担金の超過負担の解消 .....	29
2 地方債制度の充実 .....	30
・ 資料編	
指定都市の実態について .....	33

# 大都市財政の実態に即応する財源の拡充についての要望

指定都市では、近年における社会経済情勢の変化に伴う社会保障制度の充実・向上、生活環境の整備、都市機能の充実等の財政需要が増加の一途をたどっているほか、道府県から移譲されている大都市特例事務に対する財政需要がありますが、これらの財政需要に対する税制・財政上の十分な措置がなされていないことに加え、地方法人税導入により、都市税源の更なる確保は厳しい状況となっています。また、徹底した行財政改革を取り組んでいますが、過去の経済対策に呼応した社会资本整備などに係る借入金の償還が大きな負担となっています。さらに、新型コロナウイルス感染症対策をはじめ、近年、全国的に多発する大規模災害からの復旧・復興の取組や、防災・減災、国土強靭化対策の一層の推進にも多額の費用を要することが見込まれるほか、原油価格・物価高騰への対応など、財政運営は極めて厳しい状況に置かれています。

指定都市は、このような状況の中でも引き続き、圏域における中枢都市として、日本を牽引するエンジンとなり、日本経済の持続的な成長やデジタル技術を活用した地方創生の一層の推進、SDGsの達成に向けて、先駆的かつ先導的役割を果たすことが不可欠です。また、長期化する新型コロナウイルス感染症や今後の感染症危機に備えた対応、脱炭素社会の実現、少子・高齢化対策、都市の活性化、社会资本の長寿命化等の緊急かつ重要な施策を積極的に推進していく必要があります。そのため、国・都道府県・市町村の役割分担や事務権限を明確にした上で、適切な財源が措置されることが重要です。

眞の分権型社会の実現に向け、国と地方の役割分担を抜本的に見直した上で、新たな役割分担に応じた税の配分となるよう、消費税・所得税・法人税など複数の基幹税からの税源移譲により税源配分のは正を行なうなど、地方税財源を拡充強化するとともに、増大する財政需要に対応し、自主的かつ安定的な財政運営を行うため、国の歳出削減を目的とした安易な地方交付税の削減等を行うことなく、必要な地方財源の総額を確保し、都市税源の拡充強化を図ること等により、大都市の実態に即応した税財政制度を確立することが重要です。

つきましては、次のとおり税財政制度の改正が行われるよう強く要望します。

令和4年10月

## 指定都市市長会

札幌市長	秋元克広
仙台市長	郡和子
さいたま市長	清水勇人
千葉市長	神谷俊一
川崎市長	福田紀彦
横浜市長	山中竹春
相模原市長	本村賢太郎
新潟市長	中原八一
静岡市長	田辺信宏
浜松市長	鈴木康友
名古屋市長	河村たかし
京都市長	門川大作
大阪市長	松井一郎
堺市長	永藤英機
神戸市長	久元喜造
岡山市長	大森雅夫
広島市長	松井一實
北九州市長	北橋健治
福岡市長	高島宗一郎
熊本市長	大西一史

## 指定都市議長会

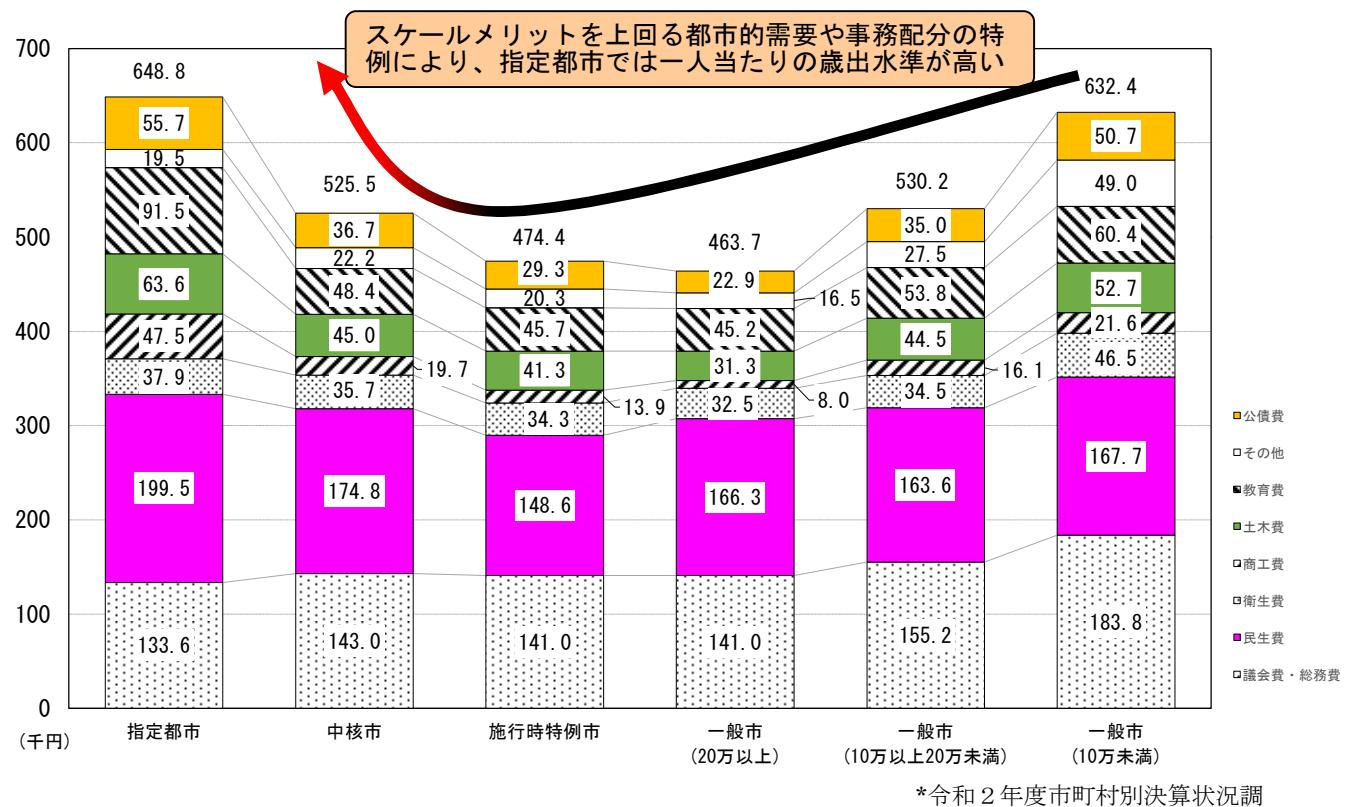
札幌市議会議長	細川正人
仙台市議会議長	赤間次彦
さいたま市議会議長	阪本克己
千葉市議会議長	川村章博
川崎市議会議長	橋本勝
横浜市議会議長	清水富雄
相模原市議会議長	寺田弘子
新潟市議会議長	古田幸一
静岡市議会議長	月田俊明
浜松市議会議長	太田隆
名古屋市議会議長	岩本かひろ
京都市議会議長	田中明秀
大阪市議会議長	大橋一隆
堺市議会議長	裏山利彦
神戸市議会議長	安井正俊
岡山市議会議長	和氣健吉
広島市議会議長	佐々木壽吉
北九州市議会議長	鷹木研一郎
福岡市議会議長	伊藤嘉人
熊本市議会議長	原亨

# 【要望の背景】厳しい大都市の財政状況

## ① 大都市特有の財政需要による高い歳出水準

一般市では、都市の規模が大きくなるに従い、スケールメリットにより人口一人当たり歳出額が小さくなる傾向にある。しかし、指定都市は、法人需要への対応、都市インフラの整備・維持や都市的課題などへの対応に要する土木費や民生費などの大都市特有の財政需要のほか、道府県から移譲されている特例事務があることから、人口一人当たり歳出額は大きくなる。

【地方自治体の区別別歳出構造(人口一人当たり歳出額)】



## ② 大都市特例事務に係る税制上の措置不足

道府県から権限移譲された大都市特例事務の財政負担については、歳出に見合うだけの歳入が税制上は措置されていない。

【大都市特例事務に係る税制上の措置不足額】

4,100億円  
<地方自治法に基づくもの>  
児童福祉、民生委員、身体障害者福祉 等  
  
<個別法に基づくもの>  
土木出張所、衛生研究所、定時制高校  
人件費、国・道府県道の管理 等

約2,600億円  
税制上の措置不足額

約1,500億円  
税制上の措置済額

道府県に代わって負担している大都市特例事務に係る経費

左の経費に対する税制上の措置

(特例経費一般財源等所要額)

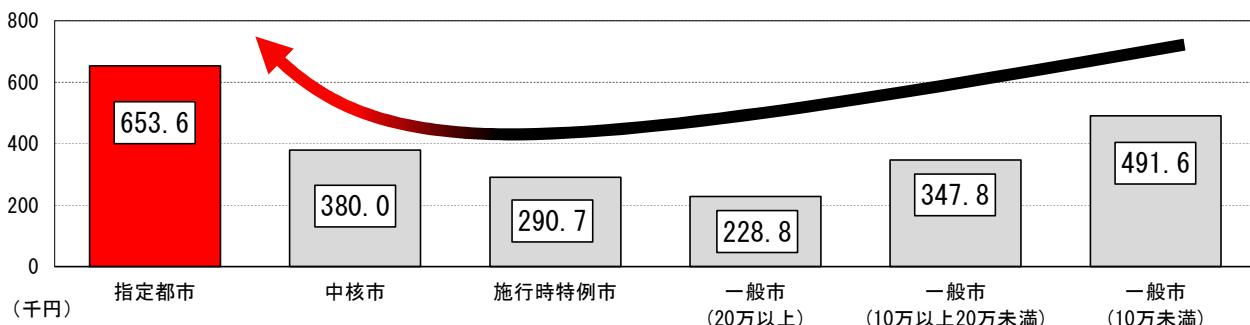
\*令和4年度予算による概算

注 県費負担教職員の給与負担に係る経費を含まない。

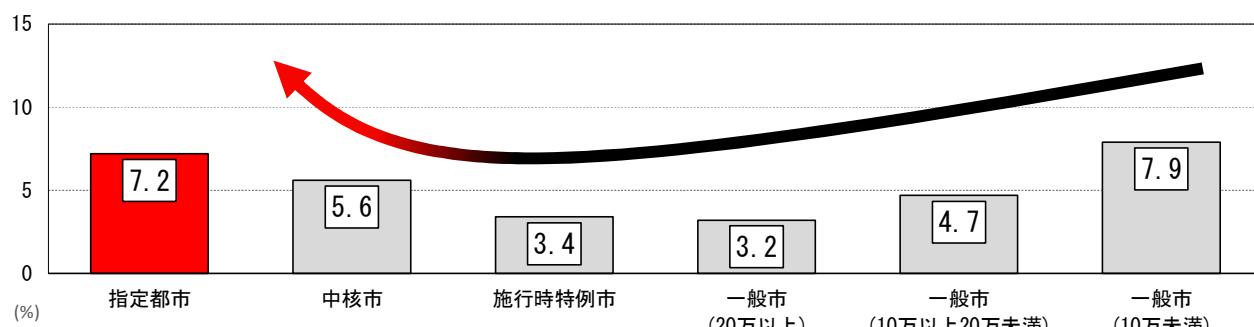
### ③ 厳しい財政状況

指定都市では、多額のインフラの整備が必要であることから、人口一人当たり地方債現在高が突出して高く、地方債償還額が大きくなるため実質公債費比率も高い水準にある。更に、指定都市では大都市特有の財政需要に対応する税財政制度が確立していないため、経常収支比率が高いなど厳しい財政状況となっている。

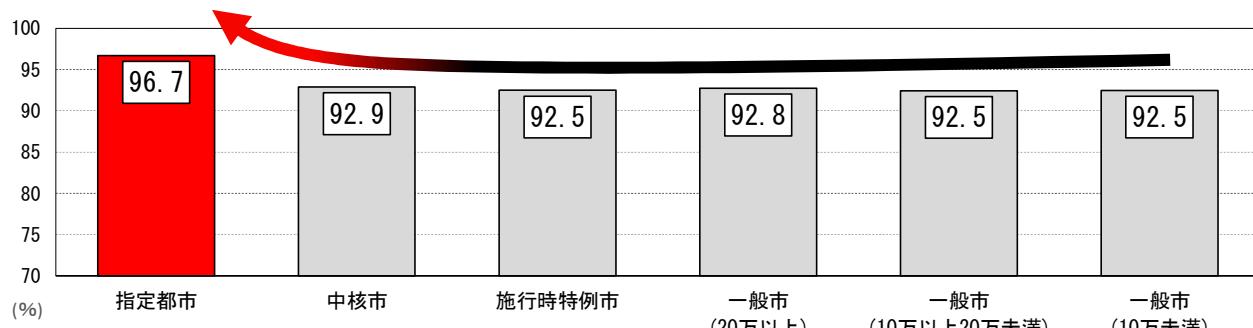
【人口一人当たり地方債現在高】



【実質公債費比率】



【経常収支比率】



\*令和2年度市町村別決算状況調

①大都市特有の財政需要  
による高い歳出水準

②大都市特例事務に係る  
税制上の措置不足

③厳しい財政状況

大都市特有の財政需要に対応した都市税源の拡充強化など  
大都市の特性に合った税財政制度の構築が必要

## 重点要望事項（税制関係）

### 1 真の分権型社会の実現のための国・地方間の税源配分の是正

- (1) 消費税、所得税、法人税等、複数の基幹税からの税源移譲を行い、国・地方間の「税の配分」をまずは5：5とし、さらに、国と地方の役割分担を抜本的に見直した上で、その新たな役割分担に応じた「税の配分」となるよう、地方税の配分割合を高めていくこと。
- (2) 地方自治体間の財政力格差の是正は、法人住民税などの地方税収を減ずることなく、国税からの税源移譲等、地方税財源拡充の中で地方交付税なども含め一体的に行うこと。

### 2 大都市特有の財政需要に対応した都市税源の拡充強化

大都市特有の財政需要に対応するため、都市税源である消費・流通課税及び法人所得課税の配分割合を拡充すること。

特に、地方消費税と法人住民税の配分割合を拡充すること。

### 3 事務配分の特例に対応した大都市特例税制の創設

道府県から指定都市に移譲されている事務・権限及び新たに移譲される事務・権限について所要額が税制上措置されるよう、道府県から指定都市への税源移譲により大都市特例税制を創設すること。

## 重点要望事項（財政関係）

### 1 国庫補助負担金の改革

- (1) 国と地方の役割分担の見直しを行った上で、国が担うべき分野については必要な経費全額を国が負担するとともに、地方が担うべき分野については国庫補助負担金を廃止し、所要額を全額税源移譲すること。
- (2) 税源移譲されるまでの間、地方が必要とする国庫補助負担金の総額を確保するとともに、地方にとって、自由度が高く活用しやすい制度とすること。

### 2 国直轄事業負担金の廃止

国と地方の役割分担の見直しを行った上で、国が行うこととされた国直轄事業については、地方負担を廃止すること。

また、現行の国直轄事業を地方へ移譲する際には、所要額を全額税源移譲すること。

### 3 地方交付税の必要額の確保と臨時財政対策債の廃止

- (1) 地方交付税は地方固有の財源であることから、国の歳出削減を目的とした総額の一方的な削減は決して行わず、大都市特有の財政需要を反映させるなど、地域社会に必要不可欠な一定水準の行政サービスの提供に必要な額を確保すること。特に、新型コロナウイルスの感染拡大を契機として経常的に見込まれる財政需要や原油価格・物価高騰による内部管理経費の増大を含む各種対応についても、必要な財政措置を行うこと。
- (2) 地方財源不足の解消は地方交付税の法定率引上げなどにより対応し、臨時財政対策債は速やかに廃止すること。
- (3) 地方交付税の算定に当たっては、地方交付税額の予見可能性を確保すること。

## 要望事項（税制関係）

### 1 消費・流通課税の充実

都市税源である消費・流通課税の市町村への配分割合の大幅な拡充を図ること。

特に、地方消費税について、国・地方間の税源配分を是正する中で、より一層の充実を図ること。

### 2 所得課税の充実（個人住民税）

市町村の基幹税目であり、税収の安定した個人住民税について、国・地方間の税源配分を是正する中で、より一層の充実を図ること。

### 3 所得課税の充実（法人住民税）

都市的税目である法人住民税について、大都市特有の財政需要に対応するため、国・地方間の税源配分の是正により、配分割合の拡充を図ること。

### 4 固定資産税の安定的確保

- (1) 固定資産税は、税源の偏在性が小さく、基礎的行政サービスの提供を安定的に支える上で重要な基幹税目であるため、国の経済対策にこれを用いるべきではなく、今後も公平かつ簡素な税制を目指すとともに、その安定的な確保を図ること。
- (2) 土地に係る固定資産税の負担調整措置について、商業地等に係る課税標準額の上昇幅を抑制する措置が講じられたが、国の経済対策については、国税や国庫補助金などにより実施すべきであるため、今回の措置は令和4年度限りで確実に終了し、今後新たな負担軽減措置の創設等、制度の根幹を搖るがす見直しは断じて行わないこと。
- (3) 償却資産に対する固定資産税の制度は堅持すること。
- (4) 土地の負担調整措置については、現行の商業地等の据置特例を早期に廃止し、負担水準を70%に収斂させる制度とすること。

## 5 定額課税の見直し

相当期間にわたって据え置かれている定額課税については、市町村の財源確保の観点から、税負担の均衡や物価水準等を考慮しつつ、適切な見直しを行うこと。

## 6 税負担軽減措置等の整理合理化

地方税の税負担軽減措置及び国税の租税特別措置の一層の整理合理化を進めること。

特に、新築住宅に係る固定資産税の減額措置を含め、固定資産税・都市計画税の非課税、課税標準の特例、減額措置等については、税負担の公平性や固定資産税の安定的確保を図る観点から、政策効果等を十分検証し、地方自治体の意見を十分に反映させた上で廃止・縮減も含めて抜本的に見直しを行うこと。

### 要望事項（財政関係）

#### 1 国庫補助負担金の超過負担の解消

国庫補助負担金の改革がなされるまでの間、存続する国庫補助負担金については、超過負担の解消を図ること。

#### 2 地方債制度の充実

- (1) 公共施設等適正管理推進事業債については、公用施設も対象とするとともに、長期的な視点で計画的に対策が進められるよう、恒久的な措置とすること。また、令和4年度から対象となった脱炭素化事業について、新築や建替えも対象に含めること。
- (2) 地方債のうち公的資金について、借入条件を改善し、安定的に確保するとともに、補償金免除繰上償還については、対象団体の拡大や対象要件の緩和を図り、改めて実施すること。また、地方債の償還期間については、施設の耐用年数に応じた弾力的運用を行うこと。



## **[重点要望事項詳細説明]**

## 1 真の分権型社会の実現のための国・地方間の税源配分のは是正

- (1) 消費税、所得税、法人税等、複数の基幹税からの税源移譲を行い、国・地方間の「税の配分」をまずは5：5とし、さらに、国と地方の役割分担を抜本的に見直した上で、その新たな役割分担に応じた「税の配分」となるよう、地方税の配分割合を高めていくこと。
- (2) 地方自治体間の財政力格差のは是正は、法人住民税などの地方税収を減ずることなく、国税からの税源移譲等、地方税財源拡充の中で地方交付税なども含め一体的に行うこと。

(1) 現状における国・地方間の「税の配分」は6：4である一方、地方交付税、国庫支出金等も含めた「税の実質配分」は3：7となっており、依然として大きな乖離がある。

したがって、地方自治体が事務及び事業を自主的かつ自立的に執行できる真の分権型社会を実現するため、消費税、所得税、法人税等、複数の基幹税からの税源移譲を行い、国・地方間の「税の配分」をまずは5：5とし、さらに、国と地方の役割分担を抜本的に見直した上で、その新たな役割分担に応じた「税の配分」となるよう、具体的な工程を明示し、地方税の配分割合を高めていくべきである。

(2) 地方自治体間の財政力格差のは是正を目的に導入された地方法人税は、単に、法人住民税の一部を国税化し、地方交付税として地方に再配分する制度にすぎず、受益と負担の関係に反し、真の分権型社会の実現の趣旨にも反する不適切な制度である。

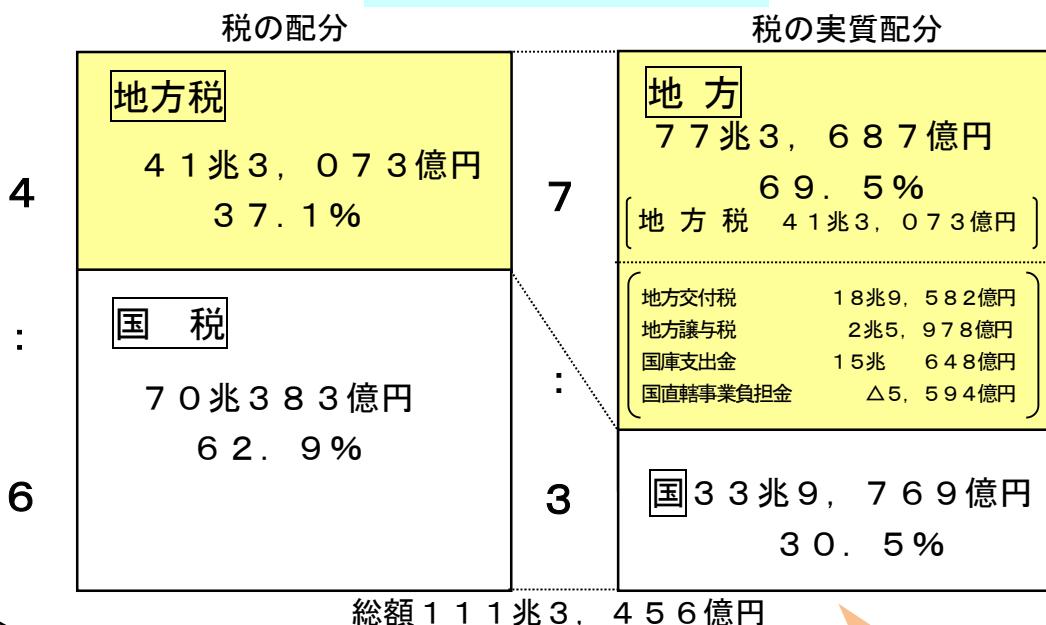
もとより、地方自治体間の財政力格差のは是正は、法人住民税などの地方税収を減ずることなく、国税からの税源移譲や地方交付税の法定率引上げ等、地方税財源拡充の中で地方交付税なども含め一体的に行うべきである。

税の配分の抜本的な是正が必要!

## 国・地方における税の配分状況（令和4年度）

### 《現 状》

#### 国 6：地方 4



注 国の当初予算額、地方財政計画額による数値である。

### 税源移譲

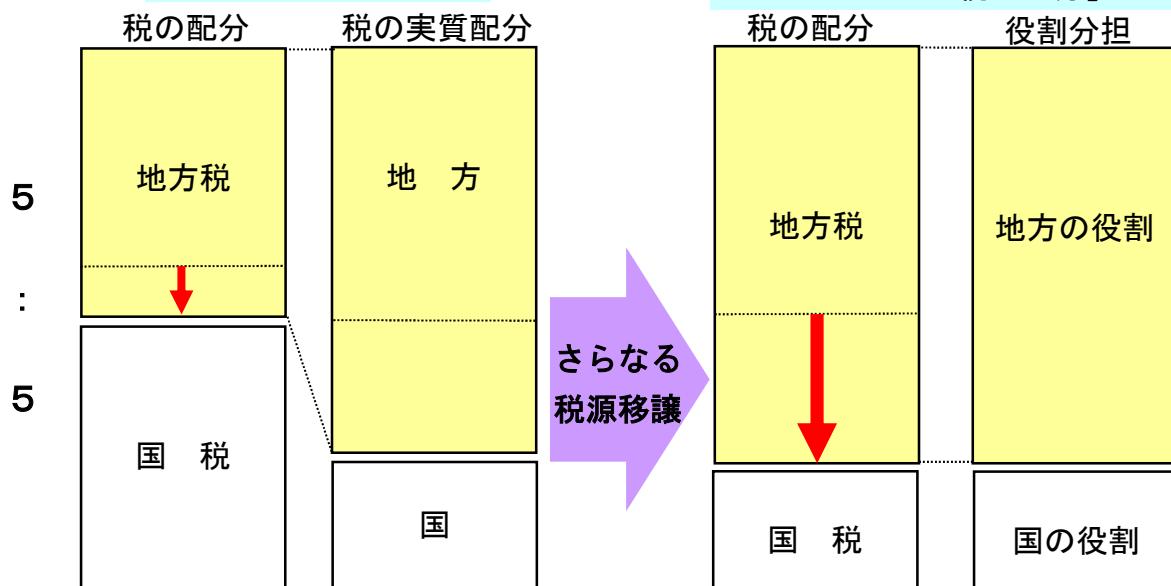
地方法人税の拡大及び特別法人事業税の創設の影響により、地方と国との税の配分格差が拡大した。

複数の基幹税の配分割合の大幅な引上げなど

## 真の分権型社会の実現

### 《まずは》

#### 国 5：地方 5



## 2 大都市特有の財政需要に対応した都市税源の拡充強化

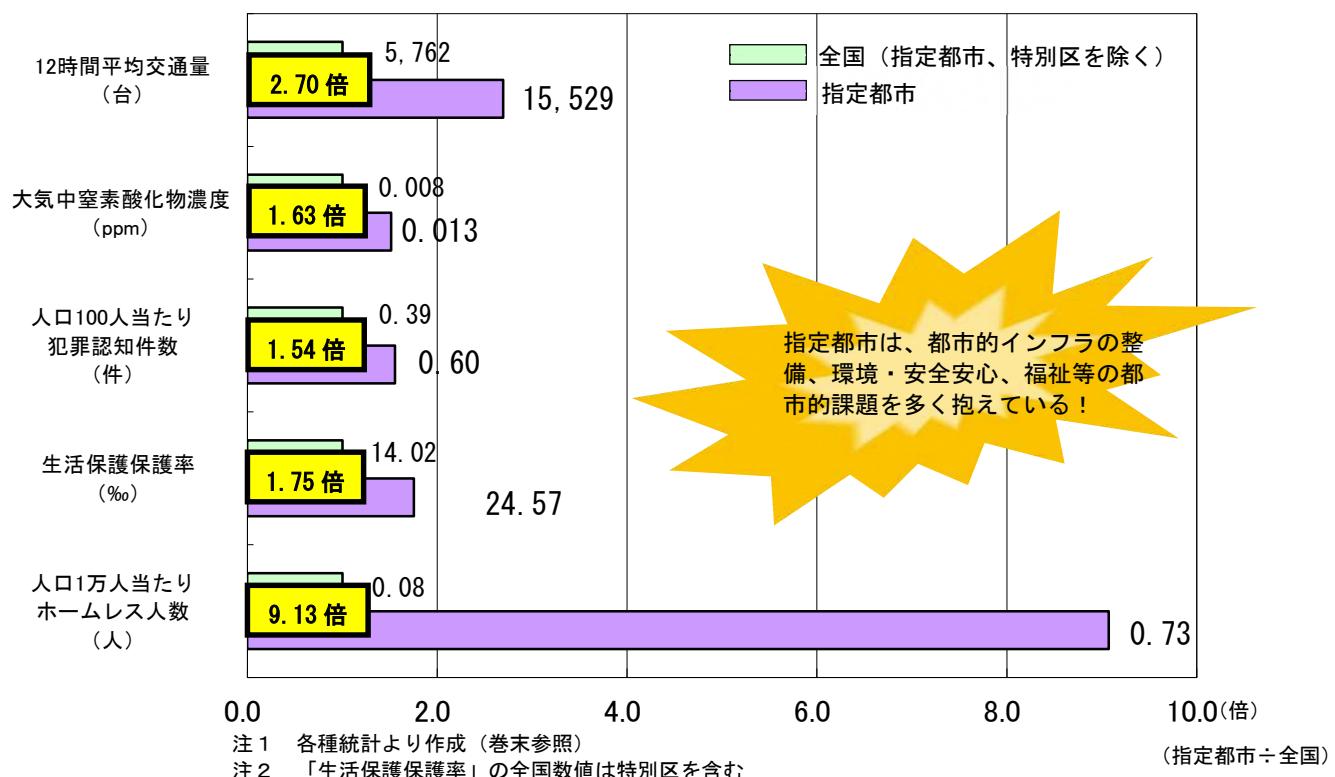
大都市特有の財政需要に対応するため、都市税源である消費・流通課税及び法人所得課税の配分割合を拡充すること。

特に、地方消費税と法人住民税の配分割合を拡充すること。

指定都市は、圏域の中核都市としての役割や、人口の集中・産業集積に伴う都市的課題から生ずる大都市特有の財政需要を抱えているが、都市税源である消費・流通課税及び法人所得課税の配分割合が極めて低くなっている。

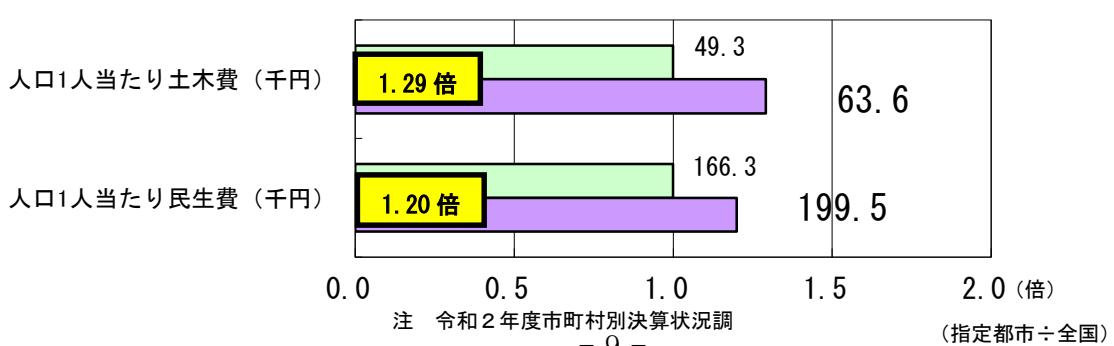
指定都市においては、消費流通活動が活発に行われていること及び法人が産業経済の集積に伴う社会资本整備などの行政サービスを享受していることを踏まえ、特に地方消費税（社会保障財源化分以外）と法人住民税の配分割合を拡充すべきである。

都市的課題（全国平均との比較）

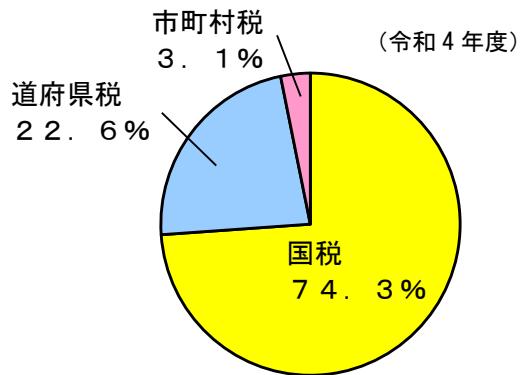


指定都市は、都市的インフラの整備、環境・安全安心、福祉等の都市的課題を多く抱えている！

都市的財政需要（全国平均との比較）



### 消費・流通課税の配分割合



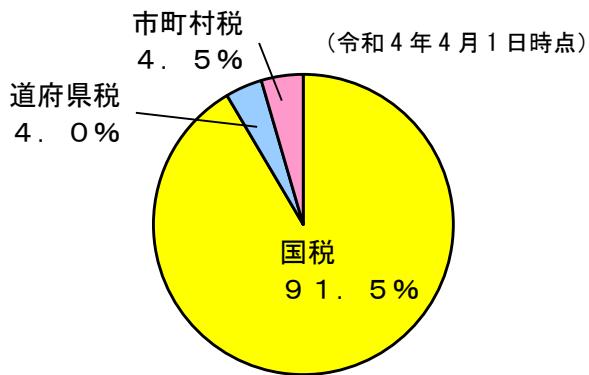
注1 国の当初予算額、地方財政計画額による数値である。

2 東日本大震災による減免などの金額は含まない。

3 地方消費税交付金など、譲与税・交付金の配分後においても、市町村の配分割合は12.4%に過ぎない。

4 国税のうち消費税の19.5%及び酒税の50%については地方交付税原資とされている。

### 法人所得課税の配分割合（実効税率）



注1 実効税率は、法人事業税及び特別法人事業税が損金算入されることを調整した後の税率である。

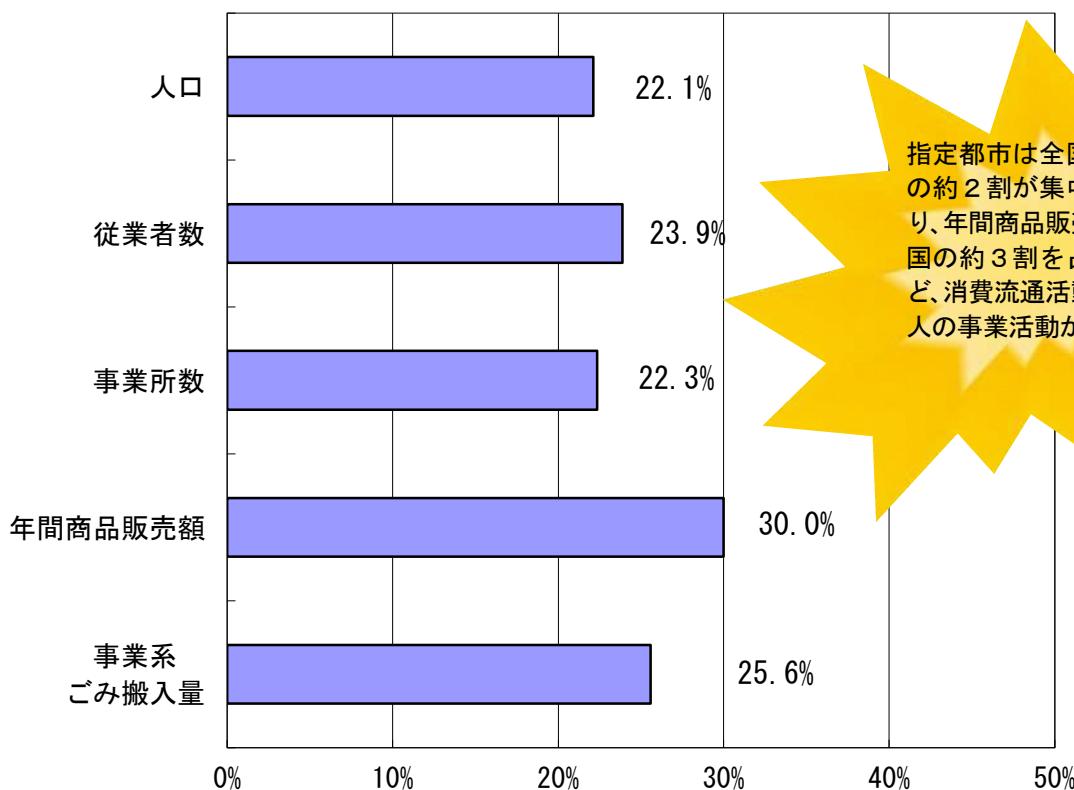
2 資本金が1億円を超える法人を対象とした場合である。

3 国税のうち法人税の33.1%及び地方法人税の全額については地方交付税原資とされ、特別法人事業税については都道府県へ譲与されている。

4 道府県税のうち法人事業税の7.7%が市町村に交付されている。

都市税源の配分割合が  
極めて低い！

### 活発な消費流通活動及び法人の事業活動（指定都市の全国シェア）



指定都市は全国の人口の約2割が集中しており、年間商品販売額も全国の約3割を占めるなど、消費流通活動及び法人の事業活動が活発！

注 各種統計より作成(巻末参照)

### 3 事務配分の特例に対応した大都市特例税制の創設

道府県から指定都市に移譲されている事務・権限及び新たに移譲される事務・権限について所要額が税制上措置されるよう、道府県から指定都市への税源移譲により大都市特例税制を創設すること。

指定都市は、事務配分の特例により道府県から移譲されている事務・権限（以下「大都市特例事務」という。）を担っているが、必要な財源については、税制上の措置が不十分である。

また、指定都市の市民は、大都市特例事務に係る行政サービスを指定都市から受けているにもかかわらず、その経費を道府県税として負担しており、応益原則に反し受益と負担の関係にねじれが発生している。

したがって、指定都市の大都市特例事務に係る経費のうち、税制上の措置不足額については、個人・法人道府県民税及び地方消費税の複数税目からの税源移譲による税源配分の見直しを行い、大都市特例税制を創設すべきである。

なお、真の分権型社会を実現していく中で、新たに道府県から指定都市へ移譲される事務・権限に必要な財源についても、指定都市への税制上の措置を講ずるべきである。

#### 受 益 と 負 担 の 関 係 に ね ジ れ

指定都市の市民は

- ☆ 大都市特例事務に係る行政サービスは「**指定都市から受益**」
- ★ その経費は「**道府県税として負担**」



#### 大都市特例税制の創設によりねじれを是正！

大都市特例事務に係る経費は

**道府県から指定都市への税源移譲による**

**税源配分の見直し（大都市特例税制の創設）により措置すべき**

（個人・法人道府県民税及び地方消費税の複数税目からの税源移譲）

#### 【大都市特例事務】

<地方自治法に基づくもの>

- ・児童福祉 ・民生委員 ・身体障害者福祉 ・生活保護 ・行旅病人及び死亡人 ・社会福祉事業 ・知的障害者福祉
- ・母子・父子家庭及び寡婦福祉 ・老人福祉 ・母子保健 ・介護保険 ・障害者自立支援 ・生活困窮者自立支援
- ・食品衛生 ・医療 ・精神保健及び精神障害者福祉 ・結核予防 ・難病対策 ・土地区画整理事業 ・屋外広告物規制
- <個別法に基づくもの>
- ・土木出張所 ・衛生研究所 ・定時制高校人件費 ・国・道府県道の管理 等

## 大都市特例事務に係る税制上の措置不足額

(令和4年度予算による概算)

道府県に代わって負担している  
大都市特例事務に係る経費  
(特例経費一般財源等所要額)

左の経費に対する  
税制上の措置

約4,100億円

<地方自治法に基づくもの>

児童福祉

民生委員

身体障害者福祉 等

<個別法に基づくもの>

土木出張所

衛生研究所

定時制高校人件費

国・道府県道の管理 等

約2,600億円

税制上の  
措置不足額

約1,500億円

税制上の措置済額

注 県費負担教職員の給与負担に係る経費を含まない。

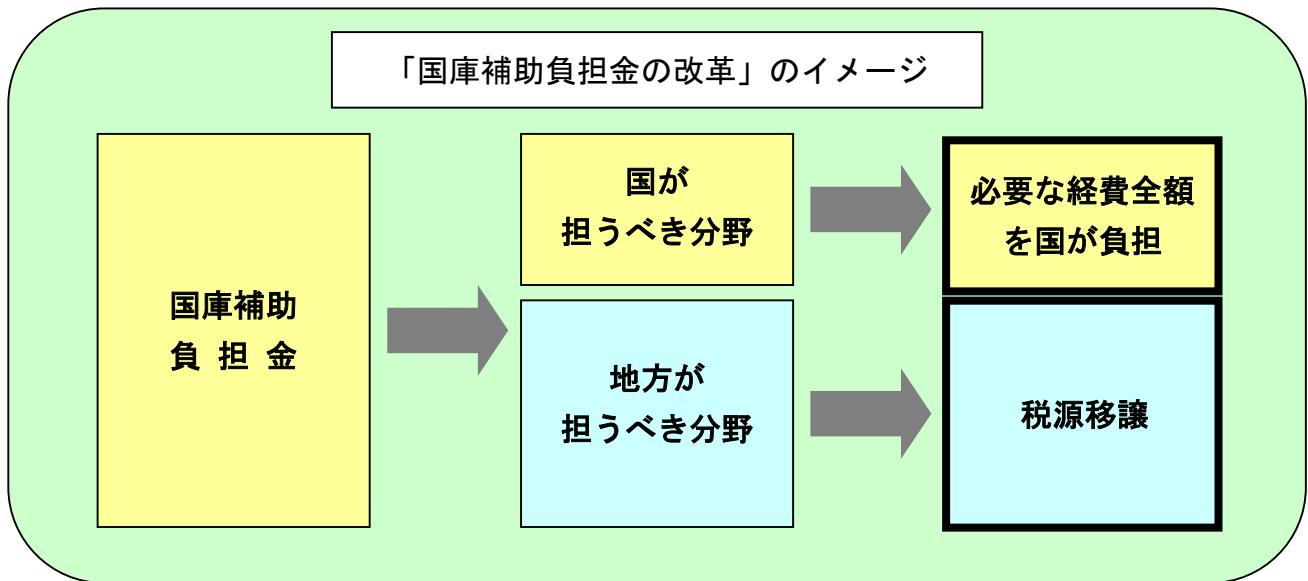
これに加え、道府県から指定都市への  
新たな事務移譲・権限移譲に伴う所要額に  
ついても、税制上の措置が必要！！

## 1 国庫補助負担金の改革

- (1) 国と地方の役割分担の見直しを行った上で、国が担うべき分野については必要な経費全額を国が負担するとともに、地方が担うべき分野については国庫補助負担金を廃止し、所要額を全額税源移譲すること。
- (2) 税源移譲されるまでの間、地方が必要とする国庫補助負担金の総額を確保するとともに、地方にとって、自由度が高く活用しやすい制度とすること。

- (1) 真に住民に必要なサービスを地方自らの責任で主体的かつ効率的に提供するためには、国と地方の役割分担の見直しを行った上で、国が担うべき分野については、必要な経費全額を国が負担するとともに、地方が担うべき分野については、国の関与・義務付けの廃止・縮減と併せて、国庫補助負担金を廃止し、所要額を全額税源移譲すべきである。
- (2) 税源移譲されるまでの間、地方が必要とする国庫補助負担金の総額を確保するとともに、事業規模や使途に関する要件の緩和、予算の流用への弾力的対応、事務手続の簡素化、国庫債務負担行為の柔軟な設定等、地方にとって、より自由度が高く活用しやすい制度となるよう見直しを進めるべきである。なお、三位一体の改革で行ったような単なる国庫補助負担率の引下げは、決して行うべきでない。

「国庫補助負担金の改革」のイメージ



税源移譲すべき国庫補助負担金

事項	主なもの		令和4年度予算額
奨励的補助金 (地財法第16条)	投資	防災・安全社会資本整備交付金 社会資本整備総合交付金	9,123億円
	経常	子ども・子育て支援交付金 生活困窮者就労準備支援事業費等補助金	3,004億円
	義務	地域生活支援事業費等補助金 疾病予防対策事業費等補助金	1,476億円
国庫負担金 (地財法第10条)	投資	防災・安全社会資本整備交付金 社会資本整備総合交付金	1兆3,727億円
	経常	森林病害虫等防除事業費補助金	5億円
	義務	義務教育費国庫負担金 子どものための教育・保育給付交付金	3兆244億円
小計			5兆7,579億円
エネルギー対策特別会計	二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金		485億円
合計			5兆8,064億円

注 平成16年7月に指定都市市長会が提言した「廃止すべき国庫補助負担金」の未実施分に、それ以降新設された国庫補助負担金のうち税源移譲すべきものを追加したもの。今後も整理を行い、地方が担うべき分野として税源移譲すべき国庫補助負担金があれば追加していく。

## 2 国直轄事業負担金の廃止

国と地方の役割分担の見直しを行った上で、国が行うこととされた国直轄事業については、地方負担を廃止すること。

また、現行の国直轄事業を地方へ移譲する際には、所要額を全額税源移譲すること。

「事務・権限の移譲等に関する見直し方針について」(平成25年12月20日閣議決定)において、直轄道路・直轄河川については、事務・権限の移譲及び財源措置の考え方方が示されたが、国直轄事業負担金の廃止や税源移譲には触れられておらず、地方の意見を十分に反映したものとなっていないため不十分である。加えて、道路・河川以外の国直轄事業については、国において、考え方方が何ら示されていない状況であるため、地方の意見を踏まえ、早急に明示すべきである。

眞の分権型社会の実現に向けて、国と地方の役割分担の見直しを行った上で、最終的に国が行うこととされた国直轄事業については、国の責任で整備を行い、地方負担は廃止すべきである。

また、現行の国直轄事業を地方へ移譲する際には、所要額を全額税源移譲すべきである。

なお、国直轄事業負担金が廃止されるまでの間、国直轄事業の実施に当たっては、効率的な事務執行、コスト縮減を徹底するとともに、地方の意見や財政状況が反映されるよう、国が事業内容、事業費等を決定する前の計画段階から地方と十分に協議を行い、合意形成できる制度とし、また、その際には詳細な説明と速やかな情報提供を行うべきである。

**国直轄事業（整備分）に対する指定都市の負担（国に対して直接支出しているもの）**  
 (単位:百万円)

事業名	指定都市における 国直轄事業費	国直轄事業に対する 指定都市の負担額	負担割合
国 道	106,558	37,420	35.1%
港 湾	61,244	21,888	35.7%
計	167,802	59,308	35.3%

注 指定都市の負担額は令和2年度決算による数値である。

**(参考) 国直轄事業（整備分）に対する指定都市の負担（道府県等を通じて負担しているもの）**  
 (単位:百万円)

事業名	国直轄事業費	指定都市の負担額	負担割合
港 湾	33,342	6,365	19.1%
農業農村整備	5,838	42	0.7%
公 園	3,118	257	8.2%
空 港	33,088	3,318	10.0%
計	75,386	9,982	13.2%

注 指定都市の負担額は令和2年度決算による数値である。

### 3 地方交付税の必要額の確保と臨時財政対策債の廃止

- (1) 地方交付税は地方固有の財源であることから、国の歳出削減を目的とした総額の一方的な削減は決して行わず、大都市特有の財政需要を反映させるなど、地域社会に必要不可欠な一定水準の行政サービスの提供に必要な額を確保すること。特に、新型コロナウイルスの感染拡大を契機として経常的に見込まれる財政需要や原油価格・物価高騰による内部管理経費の増大を含む各種対応についても、必要な財政措置を行うこと。
- (2) 地方財源不足の解消は地方交付税の法定率引上げなどにより対応し、臨時財政対策債は速やかに廃止すること。
- (3) 地方交付税の算定に当たっては、地方交付税額の予見可能性を確保すること。

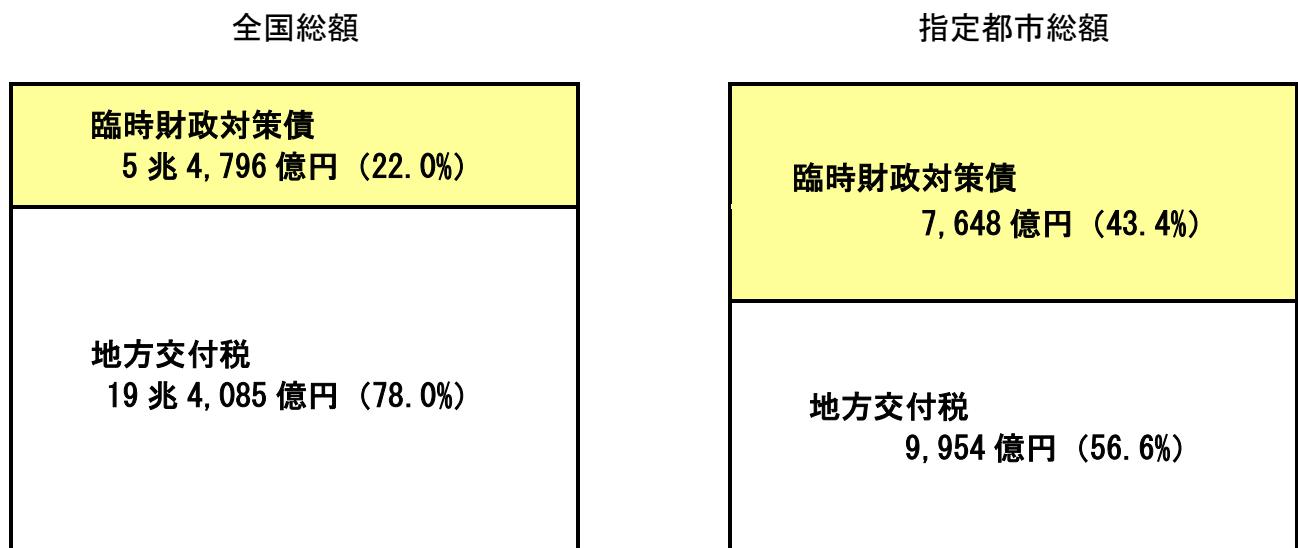
- (1) 地方交付税は国から恩恵的に与えられているものではなく、地方固有の財源であり、国の歳出削減を目的とした総額の一方的な削減は決して行うべきでない。また、地域社会に必要不可欠な一定水準の行政サービスを提供するための財源保障機能と税源偏在の調整機能をもつことから、大都市特有の財政需要のほか、増加傾向にある社会保障関係費、地域社会のデジタル化や脱炭素社会の実現に向けた取組、防災・減災、国土強靭化等に係る財政需要や地方税等の収入を的確に見込むことで、標準的な行政サービスの提供に必要な地方交付税額を確保すべきである。特に、今後の感染症危機に備えた対応を含め、新型コロナウイルスの感染拡大を契機として経常的に見込まれる財政需要や原油価格・物価高騰による内部管理経費の増大を含む追加需要についても、地方財政計画に適切に反映した上で、必要な財政措置を行すべきである。なお、地方交付税を補助金や交付金のような政策誘導手段として用いることや、地方交付税額の大都市に限定した削減並びに地方が保有する基金の増加や現在高を理由とした削減は、決して行うべきでない。
- (2) 臨時財政対策債は相対的に指定都市への配分割合が大きいため、指定都市の市債残高に占める臨時財政対策債残高の割合は拡大しており、市債発行額抑制や市債残高削減の支障となっている。地方財源不足の解消は、地方交付税の法定率引上げなどにより対応し、臨時財政対策債は速やかに廃止すべきである。また、既往債の元利償還金については、その全額を将来にわたり確實に地方交付税措置すべきである。
- (3) 地方交付税の具体的な算定方法を早期に明示し、各地方自治体における予算編成に支障が生じないように地方交付税額の予見可能性を確保すべきである。

## 地方交付税の状況

	平成 15 年度 決定額	令和 3 年度 決定額	増減額	増減率
全国総額	18兆 693 億円	19兆 4,085 億円 【17兆 9,071 億円】	1兆 3,392 億円 【▲1,622 億円】	7.4% 【▲0.9%】
市町村分	8兆 908 億円 (6.4 万円)	9兆 2,243 億円 【8兆 6,112 億円】 (6.8 万円)	1兆 1,335 億円 【5,204 億円】	14.0% 【6.4%】
指定都市総額	9,433 億円 (3.6 万円)	9,954 億円 【7,859 億円】 (2.8 万円)	521 億円 【▲1,574 億円】	5.5% 【▲16.7%】

- 注 1 指定都市総額には、平成 16 年度以降に指定都市となった相模原市・新潟市・静岡市・浜松市・堺市・岡山市・熊本市も含む。
- 2 地方交付税（全国総額・指定都市総額）のうち、令和 3 年度決定額には震災復興に係る特別交付税を含まない。
- 3 市町村分及び指定都市総額の () 内は人口一人当たりの金額
- 4 【】は臨時財政対策債償還基金費を除いた場合の金額等であり、「人口一人当たりの金額」は当該金額を元にして算出したもの。

## 臨時財政対策債の配分状況（令和 3 年度決定額）



## 臨時財政対策債の発行額及び残高の推移（指定都市総額）

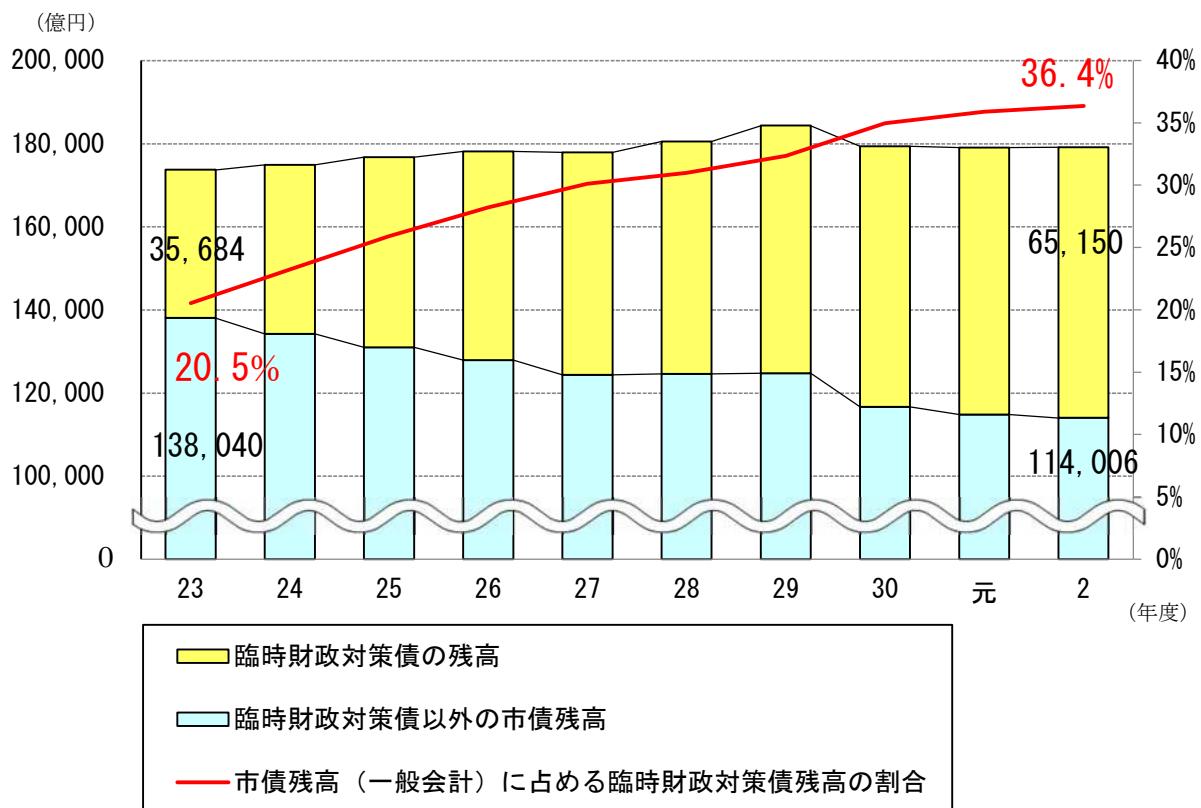
(単位:億円)

	発行額		残高		
	臨時財政 対策債	一般会計の 市債	臨時財政 対策債(A)	一般会計の 市債(B)	割合 (A)/(B)
平成 23 年度	6,262	13,130	35,684	173,724	20.5%
平成 24 年度	6,448	13,402	40,616	174,858	23.2%
平成 25 年度	6,777	14,252	45,758	176,726	25.9%
平成 26 年度	6,345	13,185	50,238	178,136	28.2%
平成 27 年度	5,493	12,640	53,558	177,896	30.1%
平成 28 年度	4,905	12,040	55,961	180,543	31.0%
平成 29 年度	6,430	13,644	59,643	184,358	32.4%
平成 30 年度	6,115	13,338	62,705	179,365	35.0%
令和元年度	4,938	13,226	64,241	179,014	35.9%
令和2年度	4,508	13,084	65,150	179,156	36.4%

注 1 各年度の数値は決算額である。

2 残高は、満期一括償還に備えた減債基金積立額を控除した額である。

## 一般会計の市債残高に占める臨時財政対策債残高の割合（指定都市総額）



## **[要望事項詳細説明]**



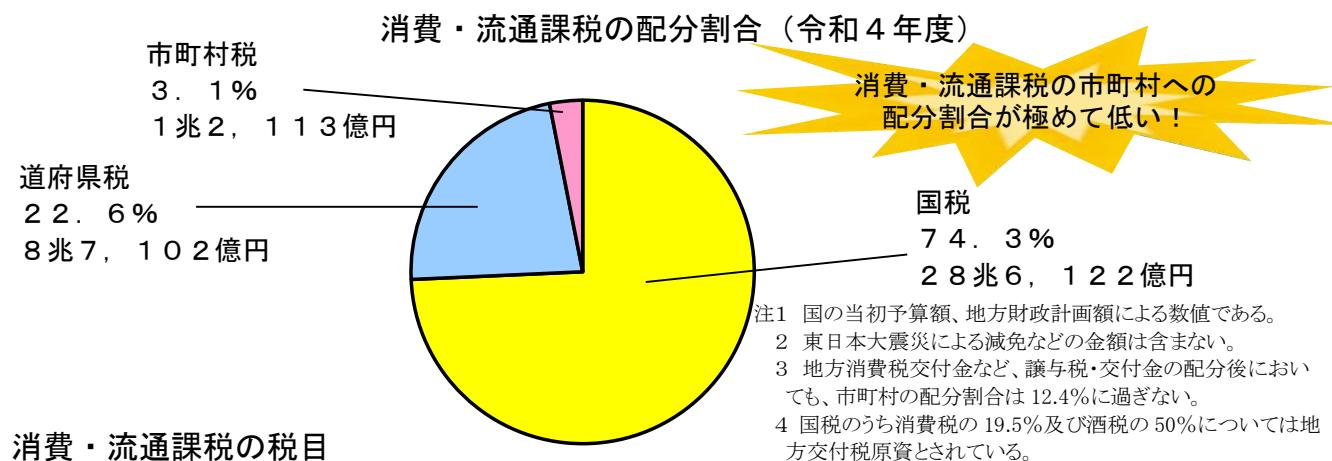
## 1 消費・流通課税の充実

都市税源である消費・流通課税の市町村への配分割合の大幅な拡充を図ること。

特に、地方消費税について、国・地方間の税源配分を是正する中で、より一層の充実を図ること。

消費・流通課税は、都市における消費・物流の実態を反映する都市税源であるが、市町村への配分割合は3.1%と極めて低いため、大幅な拡充を図る必要がある。

特に、地方消費税は、税源の偏在性が小さく税収が安定した地方の重要な財源であり、また、社会保障財源化分以外の地方消費税については、都市における消費流通活動に伴って必要となる都市インフラの整備等の財政需要を賄うにふさわしい都市的税目であるため、国・地方間の税源配分を是正する中で、より一層の充実を図る必要がある。



消費・流通課税の税目

国 税	道 府 県 税	市 町 村 税
消費税、酒税、たばこ税	地方消費税（※）	軽自動車税
揮発油税、地方揮発油税（＊）	道府県たばこ税	市町村たばこ税
石油ガス税（＊）	ゴルフ場利用税（※）	鉱産税
航空機燃料税（＊）、石油石炭税	軽油引取税（※）	入湯税
電源開発促進税	自動車税（※）	
自動車重量税（＊）	鉱区税	
国際観光旅客税	狩猟税	
関税、とん税、特別とん税（＊）		
たばこ特別税		

注（＊）の税目は、国から一定の都道府県・市町村に対し譲与税が譲与されている。

（※）の税目は、都道府県から一定の市町村に対し交付金が交付されている。

## 2 所得課税の充実（個人住民税）

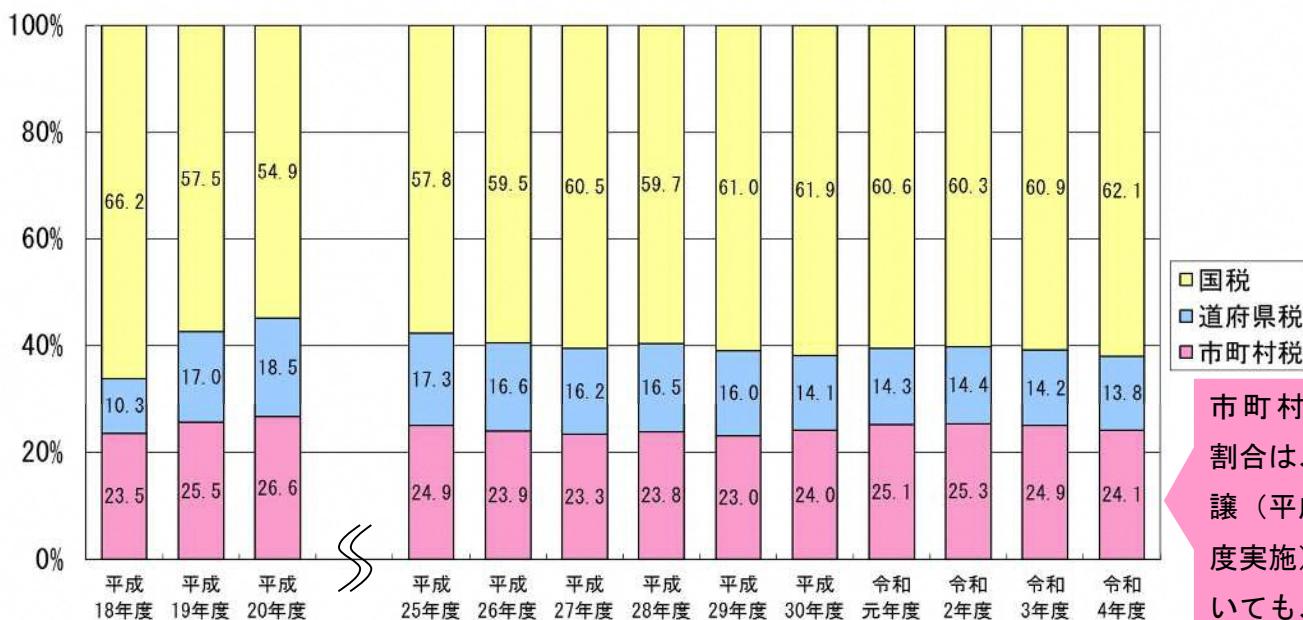
市町村の基幹税目であり、税収の安定した個人住民税について、国・地方間の税源配分を是正する中で、より一層の充実を図ること。

個人住民税は、地域社会の費用を広く分担する税であり、基礎的行政サービスの提供を安定的に支えていく上で極めて重要な税源である。

平成19年度に所得税から個人住民税への3兆円規模の税源移譲が実現したものの、依然として市町村の配分割合は低い状況で推移している。

したがって、個人住民税は、市町村の基幹税目であり、税収が安定していることを考慮し、国・地方間の税源配分を是正する中で、より一層の充実を図る必要がある。

個人所得課税の配分割合の推移（平成18年度～令和4年度）



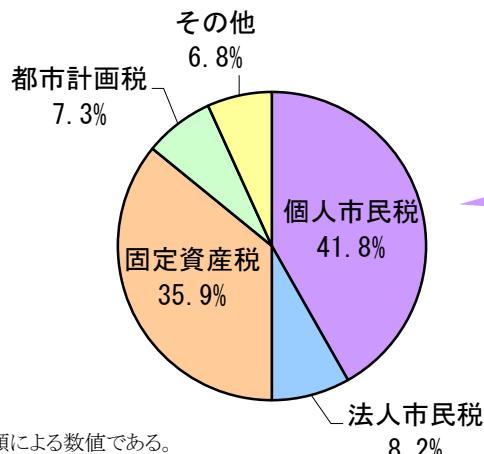
注1 平成18年度から令和2年度までは決算額、令和3年度及び令和4年度は国の当初予算額、地方財政計画額による数値である。

2 東日本大震災による減免などの金額は含まない。

3 平成30年度以降は、県費負担教職員制度の見直しに伴う道府県から指定都市への税源移譲を含む。

市町村の配分割合は、税源移譲（平成19年度実施）後においても、依然として低い状況で推移している。

指定都市の市税収入に占める個人市民税の割合（令和2年度）



個人市民税は、市税収入において大きな割合を占める基幹税目である。

注 決算額による数値である。

### 3 所得課税の充実（法人住民税）

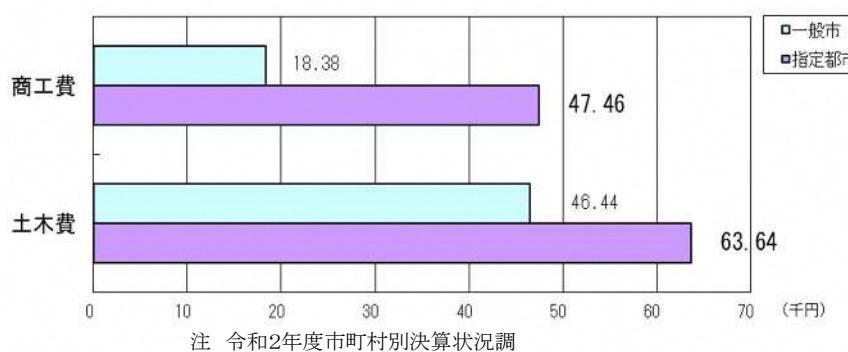
都市的税目である法人住民税について、大都市特有の財政需要に対応するため、国・地方間の税源配分のは是正により、配分割合の拡充を図ること。

法人は、市町村から産業経済の集積に伴う社会資本整備などの行政サービスを享受している。しかしながら、都市的税目である法人住民税については、法人所得課税の市町村への配分割合が、4.5%と極めて低く、大都市特有の財政需要に対応した税収が確保できない仕組みになっていることから、国・地方間の税源配分のは是正により、その配分割合の拡充を図る必要がある。

なお、法人住民税は、地域の構成員としての応益負担であり、市町村の基幹税目として重要な役割を果たしている。その一方で、地方自治体間の財政力格差のは是正を目的に導入された地方法人税は、単に、法人住民税の一部を国税化し、地方交付税として地方に再配分する制度にすぎず、受益と負担の関係に反し、眞の分権型社会の実現の趣旨にも反する不適切な制度である。

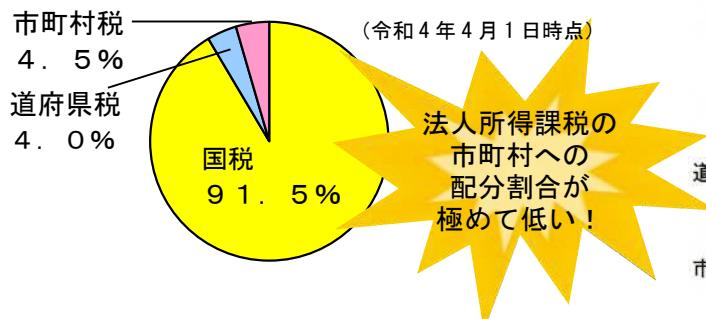
もとより、地方自治体間の財政力格差のは是正は、法人住民税などの地方税収を減ずることなく、国税からの税源移譲や地方交付税の法定率引上げ等、地方税財源拡充の中で地方交付税なども含め一体的に行うべきである。

法人需要への対応と都市インフラの整備・維持（1人当たり歳出額）



産業と人口が集積する指定都市では、一般市に比べて商工費・土木費の歳出が多い！

法人所得課税の配分割合（実効税率）



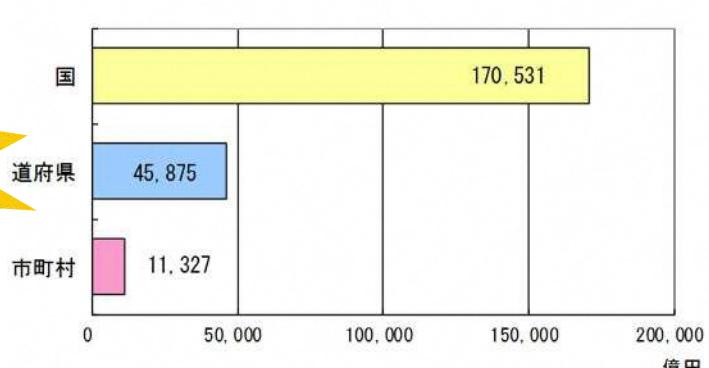
注1 実効税率は、法人事業税及び特別法人事業税が損金算入されることを調整した後の税率である。

2 資本金が1億円を超える法人を対象とした場合である。

3 国税のうち法人税の33.1%及び地方法人税の全額については地方交付税原資とされ、特別法人事業税については都道府県へ譲与されている。

4 道府県税のうち法人事業税の7.7%が市町村に交付されている。

法人所得課税の収入額（令和4年度）



注1 国の当初予算額、地方財政計画額による数値である。

2 国は法人税、地方法人税及び特別法人事業税の合計、道府県は法人事業税及び法人道府県民税法人税割の合計、市町村は法人市町村民税法人税割による数値である。

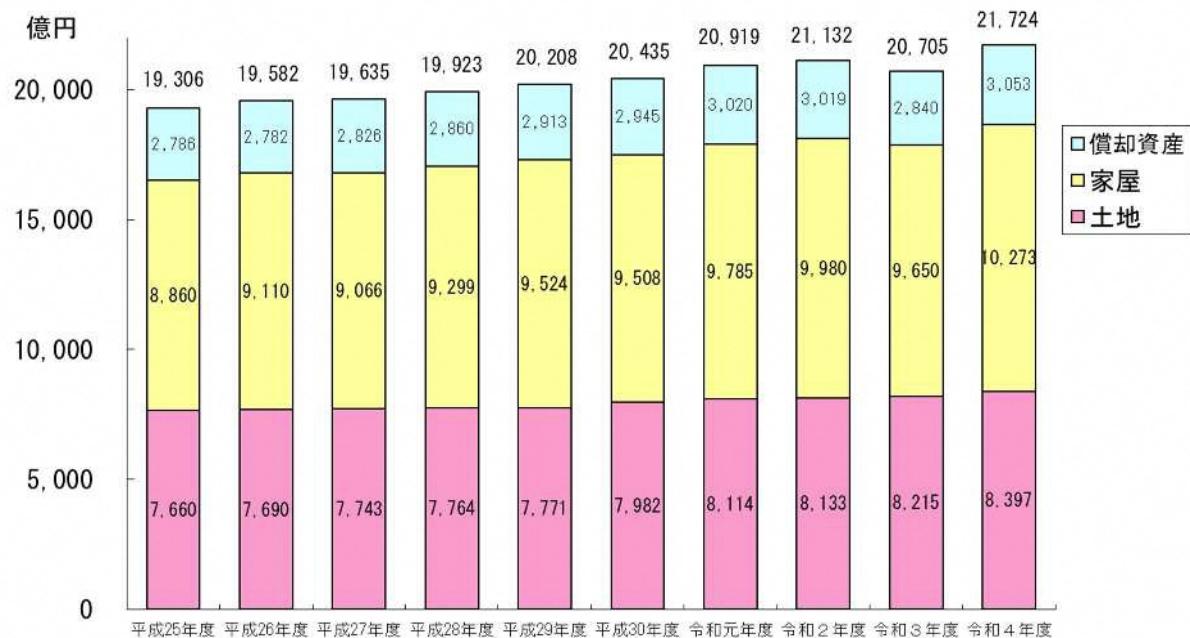
3 東日本大震災による減免などの金額は含まない。

## 4 固定資産税の安定的確保

- (1) 固定資産税は、税源の偏在性が小さく、基礎的行政サービスの提供を安定的に支える上で重要な基幹税目であるため、国の経済対策にこれを用いるべきではなく、今後も公平かつ簡素な税制を目指すとともに、その安定的な確保を図ること。
- (2) 土地に係る固定資産税の負担調整措置について、商業地等に係る課税標準額の上昇幅を抑制する措置が講じられたが、国の経済対策については、国税や国庫補助金などにより実施すべきであるため、今回の措置は令和4年度限りで確実に終了し、今後新たな負担軽減措置の創設等、制度の根幹を揺るがす見直しは断じて行わないこと。
- (3) 債却資産に対する固定資産税の制度は堅持すること。
- (4) 土地の負担調整措置については、現行の商業地等の据置特例を早期に廃止し、負担水準を70%に収斂させる制度とすること。

- (1) 固定資産税は、指定都市において市税収入の約4割を占めており、税源の偏在性が小さく、住民税と同様に基礎的行政サービスの提供を安定的に支える上で極めて重要な基幹税目であるため、国の経済対策にこれを用いるべきではなく、今後も公平かつ簡素な税制を目指すとともに、その安定的な確保を図る必要がある。
- (2) 景気回復に万全を期すため、土地に係る固定資産税の負担調整措置について、激変緩和の観点から、令和4年度に限り、商業地等に係る課税標準額の上昇幅を、評価額の2.5%（改正前：5%）とする措置が講じられた。これはあくまで臨時かつ異例の措置であり、国の経済対策については、本来国税や国庫補助金などにより実施すべきであるため、今後期間の延長や新たな負担軽減措置の創設等、制度の根幹を揺るがす見直しは断じて行うべきではない。
- (3) 債却資産に対する固定資産税は、債却資産の所有者が事業活動を行うに当たり、市町村から行政サービスを享受していることに対する応益負担であり、市町村全体で約1兆8,000億円に上る貴重な安定財源となっている。その廃止・縮減を行うことは、市町村財政の根幹を揺るがすものであり、産業振興、地域活性化に取り組む市町村の自主財源を奪うことにもなることから、本制度は堅持すべきである。
- (4) 土地の負担調整措置については、安定的な財源を確保しつつ、負担水準の均衡化及び負担調整措置の簡素化を図るため、住宅用地と同様に商業地等の据置特例を早期に廃止し、負担水準を70%に収斂させる必要がある。

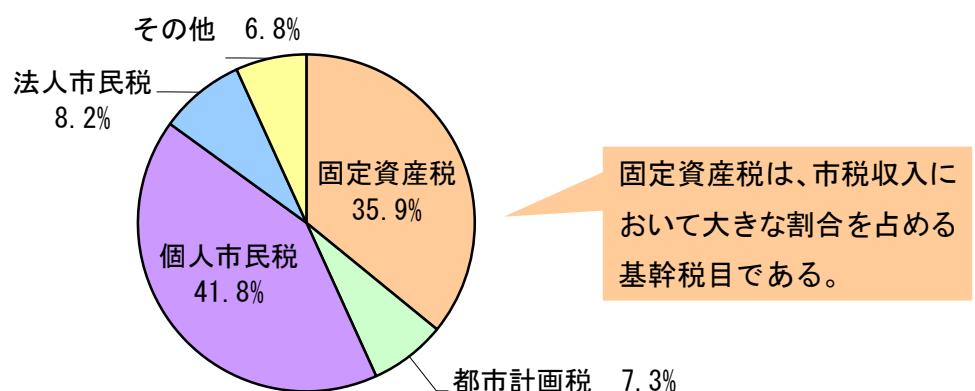
## 指定都市における固定資産税収の推移（平成 25 年度～令和 4 年度）



注1 平成 25 年度から令和 2 年度までは決算額、令和 3 年度及び令和 4 年度は各市の当初予算額による数値である。

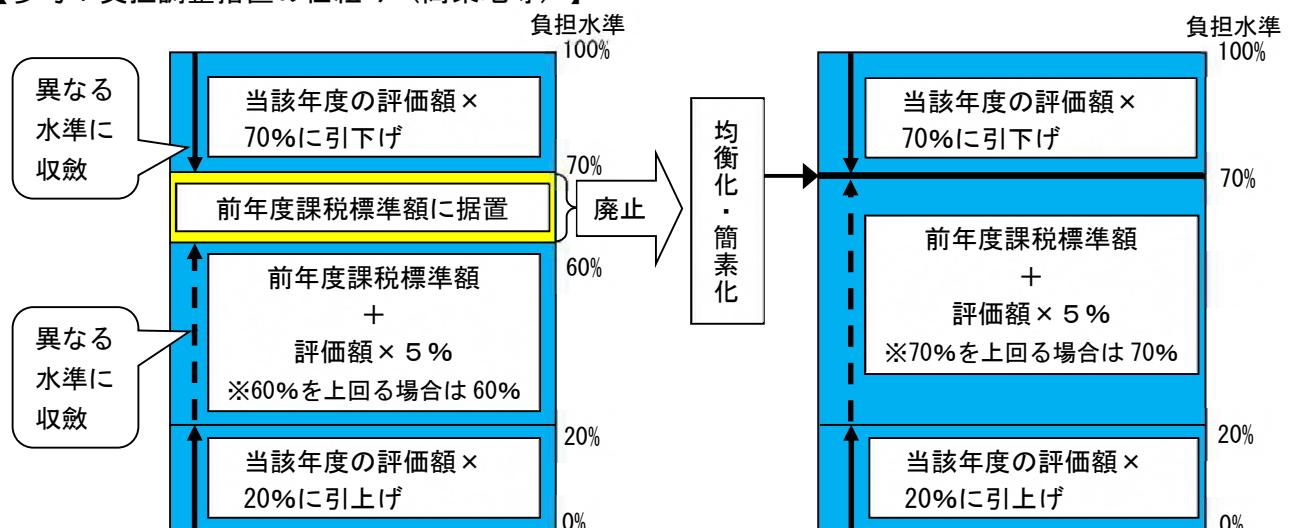
2 評価替え年度は、平成 27、30、令和 3 年度である。

## 指定都市の市税収入に占める固定資産税の割合（令和 2 年度）



注 決算額による数値である。

### 【参考：負担調整措置の仕組み（商業地等）】



## 5 定額課税の見直し

相当期間にわたって据え置かれている定額課税については、市町村の財源確保の観点から、税負担の均衡や物価水準等を考慮しつつ、適切な見直しを行うこと。

特別とん税や法人市民税(均等割)等の定額で課税されている税目については、相当期間にわたって税率が据え置かれているものがある。

したがって、市町村の財源確保の観点から、税負担の均衡や物価水準の推移等を勘案しつつ、適切な見直しを行う必要がある。

### 相当期間にわたって税率が据え置かれている税目

#### 特別とん税 昭和 39 年度から 59 年間据置

区分	税率
入港ごと	20 円／トン
一時納付（1 年分）	60 円／トン

注 特別とん税は国税だが、その収入の全額が開港所在市町村に譲与される。

#### 法人市民税（均等割） 昭和 59 年度から 39 年間据置

資本金等の額	従業者数 50 人以下	従業者数 50 人超
50 億円超	41 万円	300 万円
50 億円以下	41 万円	175 万円
10 億円以下	16 万円	40 万円
1 億円以下	13 万円	15 万円
1 千万円以下	5 万円	12 万円
公益法人など	5 万円	

注 従業者数 50 人以下の額については、平成 6 年度に 1 万円引き上げられている。

#### 事業所税 昭和 61 年度から 37 年間据置

区分	税率
資産割	600 円／m <sup>2</sup>

注 据置年数については、導入初年度を参入している。

#### 個人市民税 平成 8 年度から 27 年間据置

区分	税率
均等割	3,000 円

注 平成 26 年度から令和 5 年度までは臨時特例により 3,500 円である。

## 6 税負担軽減措置等の整理合理化

地方税の税負担軽減措置及び国税の租税特別措置の一層の整理合理化を進めること。

特に、新築住宅に係る固定資産税の減額措置を含め、固定資産税・都市計画税の非課税、課税標準の特例、減額措置等については、税負担の公平性や固定資産税の安定的確保を図る観点から、政策効果等を十分検証し、地方自治体の意見を十分に反映させた上で廃止・縮減も含めて抜本的に見直しを行うこと。

地方税の税負担軽減措置及び国税の租税特別措置については、これまで見直しが行われてきたが、なお見直しが不十分な状況にある。

したがって、課税の均衡上適当でないものについて見直しを進めるとともに、主として国の施策により地方税に影響を及ぼすものなどについては、地方の自主性・自立性を阻害し、市町村にとって減収の一因となることからも、一層の整理合理化を進める必要がある。

その際には、住宅ストックが量的に充足している現状などを踏まえて新築住宅に係る固定資産税の減額措置を見直すなど、特に、固定資産税・都市計画税の非課税、課税標準の特例、減額措置等については、税負担の公平性、固定資産税の安定的確保や地方の自主性・自立性の確保を図る観点から、政策効果等を十分検証し、廃止・縮減も含めて抜本的な見直しを行う必要がある。また、見直しに当たっては指定都市を含めた地方自治体の意見を十分に反映させる必要がある。

地方税法における固定資産税・都市計画税の税負担軽減措置等による減収見込額  
(令和2年度)

(単位：億円)

減収見込額	▲2,459
うち新築住宅に係る税額の減額措置	▲1,041

注 地方税法第758条第2項の規定に基づき国会に提出されている「地方税における税負担軽減措置等の適用状況に関する報告書」を基に、固定資産税は税率1.4%、都市計画税は税率0.3%を用いて算出した減収見込額である。

## 1 国庫補助負担金の超過負担の解消

国庫補助負担金の改革がなされるまでの間、存続する国庫補助負担金については、超過負担の解消を図ること。

国庫補助負担金の改革がなされるまでの間、存続する国庫補助負担金については、国と地方の適正な財政秩序を確立するため、その算出の際には、事業実施のために必要かつ十分な金額を基礎とし、超過負担を解消すべきである。

(参考) 地方財政法 第18条

国の負担金、補助金等の地方公共団体に対する支出金（以下国の支出金という。）の額は、地方公共団体が当該国に支出金に係る事務を行うために必要で且つ充分な金額を基礎として、これを算定しなければならない。

### 国庫支出金対象事業における指定都市の主な超過負担（令和4年度予算）

(単位:億円)

事業	総事業費 ①	単独事業費 ②	あるべき補助基本額 ③	補助基本額 ④	④/③ ⑤	超過負担 ⑤ (③-④)	左に対するあるべき補助金 ⑤×各補助率
保育所等運営費	6,611	369	6,242	5,480	87.8%	762	386
障害者自立支援給付費	6,906	116	6,790	6,508	95.8%	282	151
小・中学校校舎建設費	403	85	318	183	57.5%	135	59
小学校	312	71	241	140	58.1%	101	46
中学校	91	14	77	43	55.8%	34	13
小・中学校屋内運動場建設費	64	6	58	23	39.7%	35	18
小学校	53	5	48	20	41.7%	28	14
中学校	11	1	10	3	30.0%	7	4
合計	13,984	576	13,408	12,194	90.9%	1,214	614

- 注1 補助基本額及び国庫支出金については、令和4年度認証額とし、認証の確定していないものは見込額とする。
- 2 保育所等運営費のあるべき補助基本額は、国の基準による徴収金相当額を控除した額とし、保育料の国の基準による額と実収入額との差は単独事業扱いとする。また、単に各市の政策的判断により継ぎ足して実施した事務事業に係る経費については単独事業扱いとする。
- 3 公立保育所運営費等、税源が移譲されているものは対象に含まない。

## 2 地方債制度の充実

- (1) 公共施設等適正管理推進事業債については、公用施設も対象とするとともに、長期的な視点で計画的に対策が進められるよう、恒久的な措置とすること。また、令和4年度から対象となった脱炭素化事業について、新築や建替えも対象に含めること。
- (2) 地方債のうち公的資金について、借入条件を改善し、安定的に確保するとともに、補償金免除繰上償還については、対象団体の拡大や対象要件の緩和を図り、改めて実施すること。また、地方債の償還期間については、施設の耐用年数に応じた弾力的運用を行うこと。

(1) 都市施設の整備や累次の景気対策に伴い、特に大都市にとっては公債費が多大な負担となっており、今後老朽化施設の維持管理・修繕・更新などのほか、昨今の大規模災害を教訓として災害に備えることも急務であるため、更に財政的な負担が増す見込みである。

こうした現状を踏まえ、公共施設等適正管理推進事業債については、災害対策等において重要な役割を担う庁舎や消防署などの公用施設も対象とするとともに、長期的な視点をもって、公共施設等総合管理計画に基づき、公共施設等の更新・統廃合・長寿命化などを行う必要があることから、時限措置でなく、恒久的な措置とすべきである。

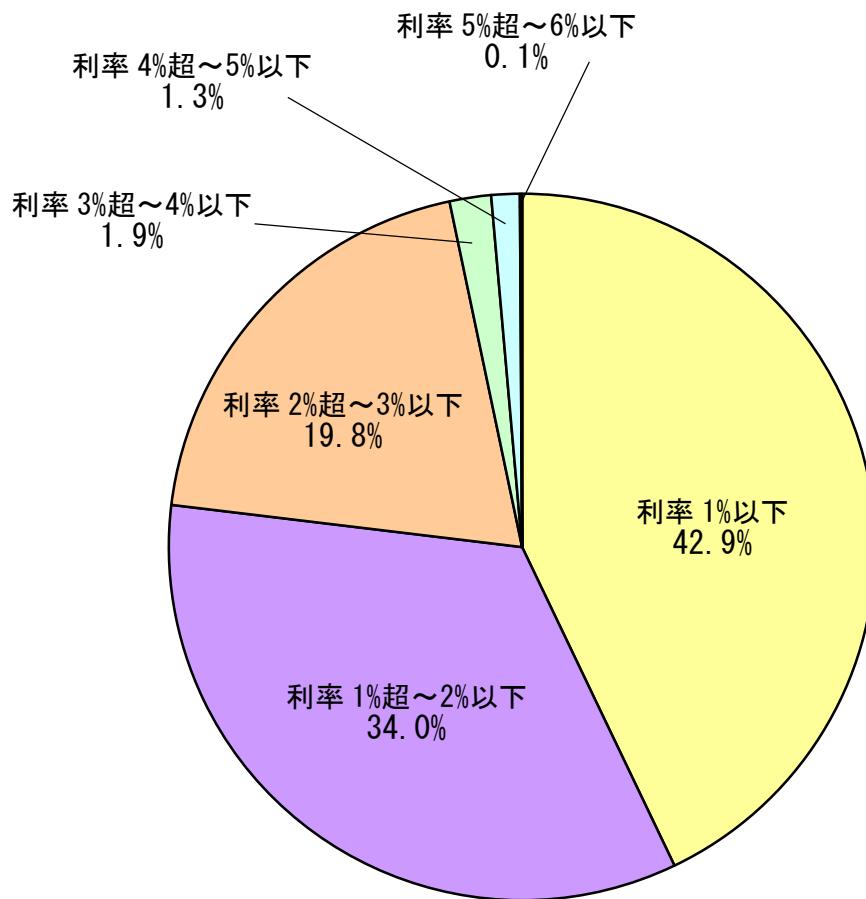
また、令和4年度に対象事業として追加された脱炭素化事業は施設の改修のみが対象とされているが、脱炭素化の推進に向けては、新築や建替えを含めて施設の環境性能を向上させることが必要であることから、新築や建替えも対象に含めること。

(2) 将来の公債費負担の軽減を図るため、地方債のうち公的資金について、貸付金利の設定を全て小数第3位へ引き下げるなど、負担軽減に寄与する借入条件の改善及び安定的な資金量の確保を図るべきである。

また、補償金免除繰上償還については、利率が5%未満の残債についても対象とするなど、要件の緩和を図り、改めて実施すべきである。

さらに、地方債の償還期間については、施設の耐用年数に応じて延長を図るなど、弾力的運用を行うべきである。

公的資金の利率別借入残高の構成比（令和3年度決算見込額全会計ベース 指定都市合計）



# 資 料 編

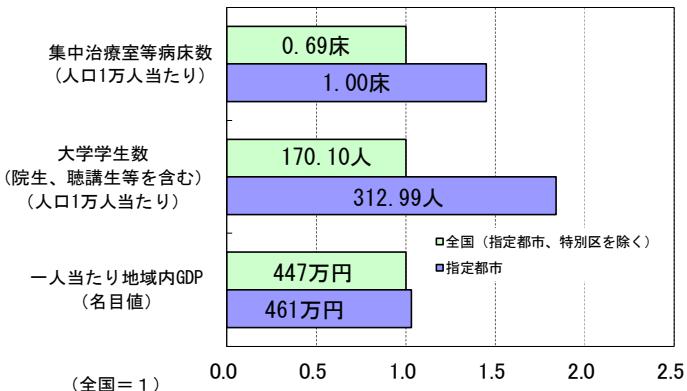
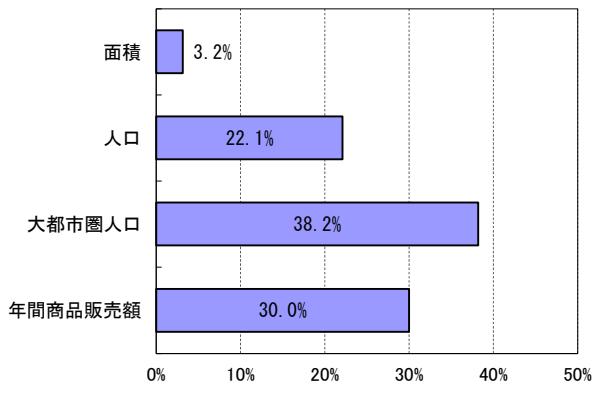
# 指定都市の実態について（概要）

## 大都市の特性

### ○集積性・高次性・圏域における中枢性・日本経済牽引の役割

国土面積のわずか3.2%に、全国の約2割の人口、約3割の商業活動が集中。

高度医療や高等教育などが集積し、産業面でも全国より高い生産性を持つ。



\*各種統計より作成（巻末参照）

\*大都市圏人口は1.5%通勤圏人口

\*各種統計より作成（巻末参照）

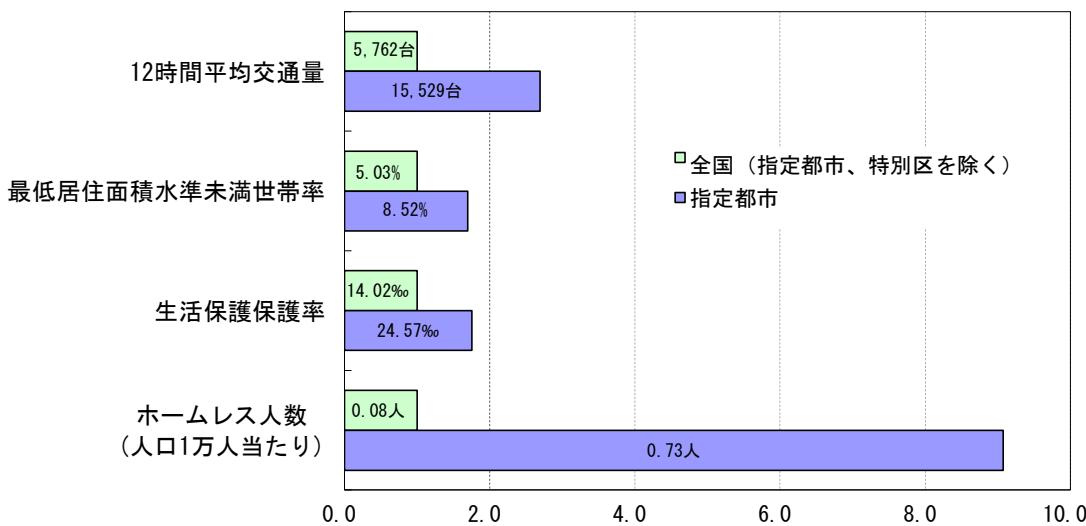
\*「一人当たり地域内GDP」の全国数値は特別区を含む



## 日本経済の牽引役

### ○過密・集中による都市的課題が存在

経済・生活のインフラ問題、環境や安全・安心に係る問題、福祉の問題など過密・集中による都市的課題がある。



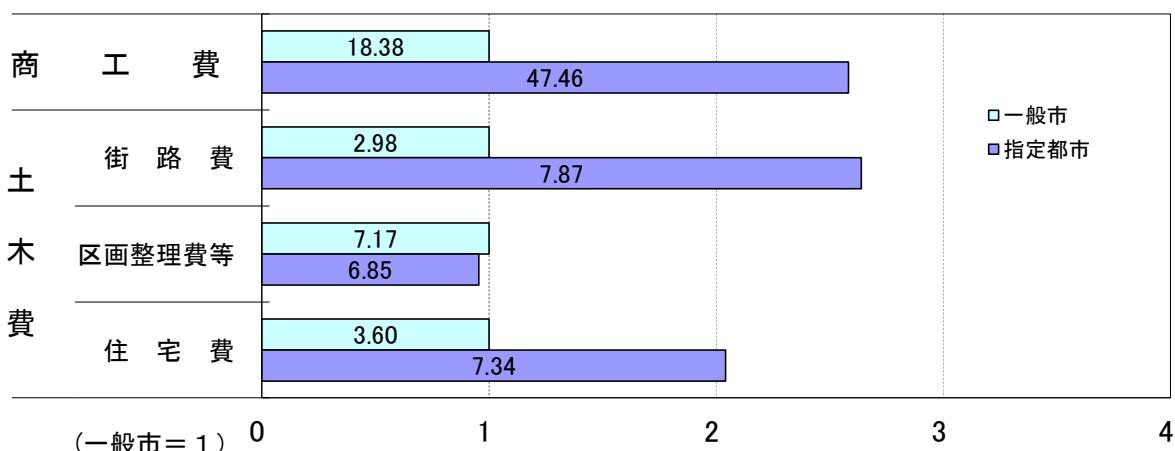
\*各種統計より作成（巻末参照）

\*「生活保護保護率」の全国数値は特別区を含む

## 大都市特有の財政需要

### ○法人需要・インフラ需要 企業活動支援、道路、住宅の整備など

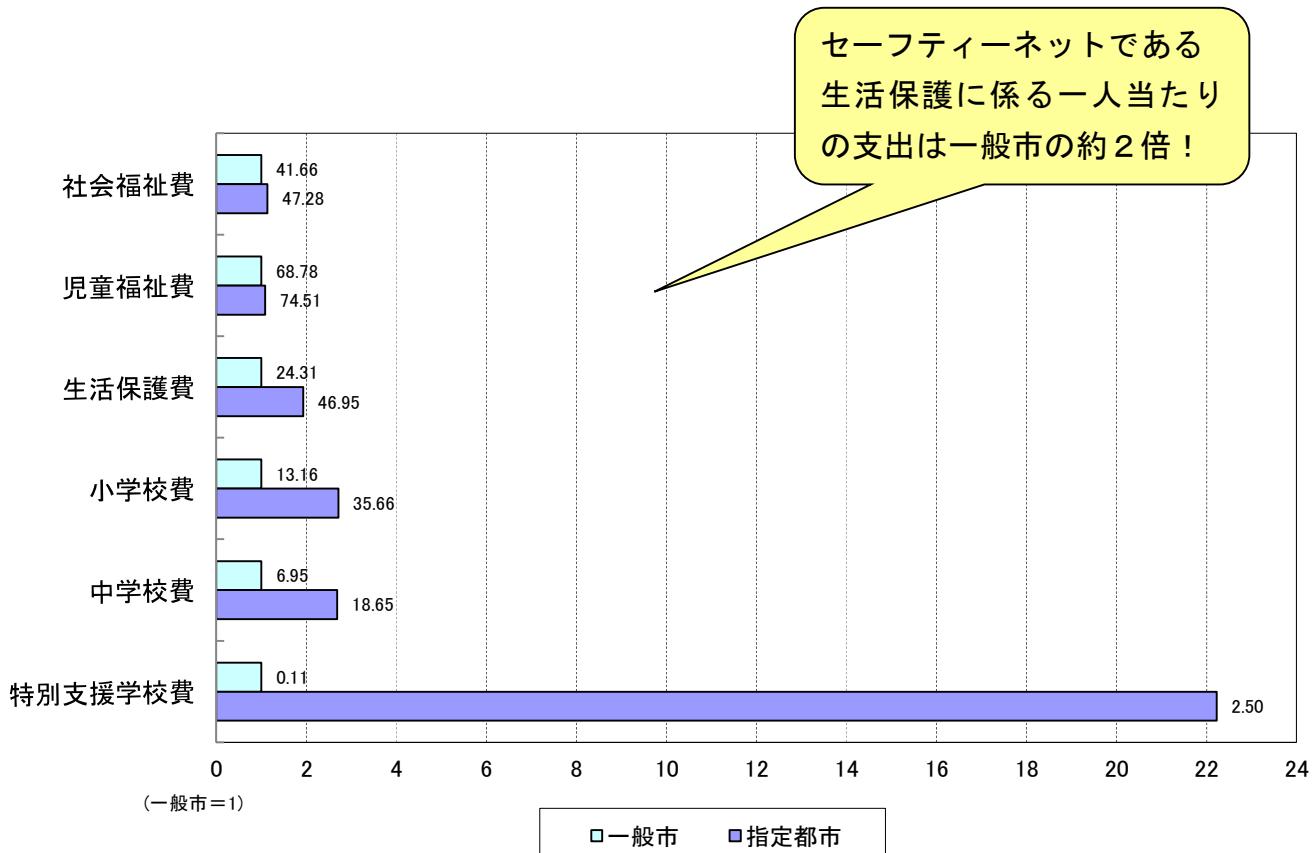
【人口一人当たり歳出額 千円】



\*令和2年度市町村別決算状況調

### ○都市的課題から発生する需要 障害者福祉費や保育所関係経費、生活保護費など

【人口一人当たり歳出額 千円】



\*令和2年度市町村別決算状況調

# ～指定都市の実態について～

## I. 大都市の特性

指定都市は、人口の集積や産業・経済活動の集積に伴い、高次の都市機能や高度で多様化した産業構造を有するとともに、人・物・情報が行き交う拠点として、都市圏における中枢性も高い。また、日本経済の牽引役としての役割も果たしている。その一方で、人口や産業の集積・集中により、経済、生活インフラの問題をはじめ、市民生活の安全・安心、生活保護やホームレス、少子化など都市的課題が顕在化している。

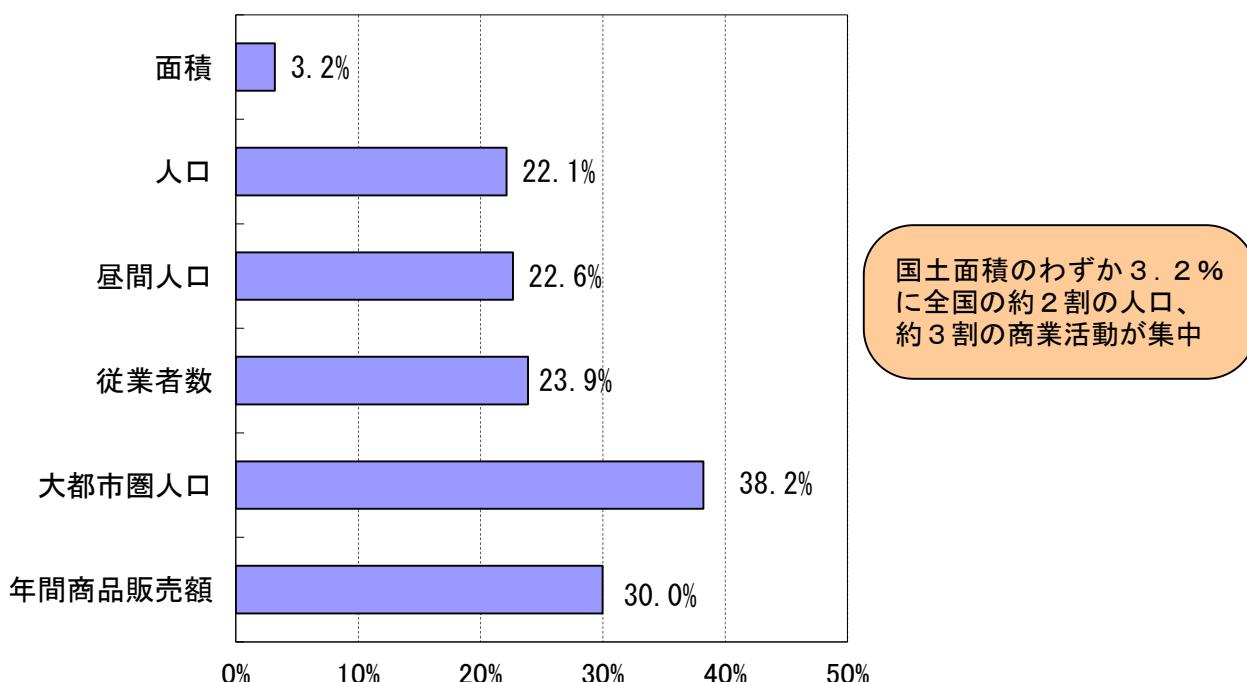
### (1) 大都市の集積性・高次性・中枢性と日本経済牽引の役割

#### ① 大都市の集積性\*：多くの人が暮らし行き交う活発な経済活動

国土面積の3.2%に過ぎない指定都市には、昼夜を問わず全国の約2割もの人口が集中している。指定都市の大都市圏人口は全国の約4割にものぼり、人の集散を伴う商業活動も全国の約3割を占めている。このように、指定都市は大都市として人の定住や交流に関連して高い集積性を有している。

\* 集積性：人・物・情報や経済活動・都市活動などの指定都市への集中度

【人の定住や交流に関連した集積(指定都市の全国シェア)】



\*各種統計より作成（巻末参照）

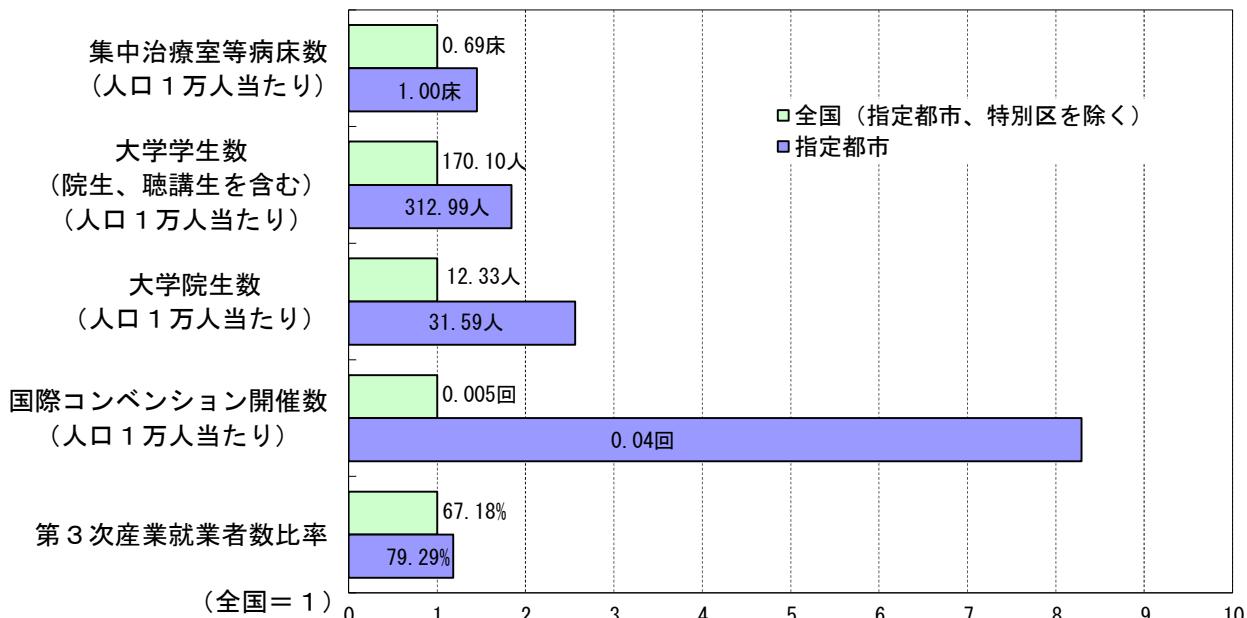
\*大都市圏人口は1.5%通勤圏人口

## ②大都市の高次性\*：高度で多様な産業・社会・文化活動

指定都市では、高度医療や高等教育の集積、国際コンベンションの開催などが顕著であり高次の都市機能が集積している。また、産業面でも、第3次産業のウェイトが高いなど、産業の高度化・多様化が進んでいる。

\* 高次性：高次都市機能の集積と産業の高度化・多様化の進展度

【高次都市機能の集積と産業の高度化・多様化(全国平均との比較)】



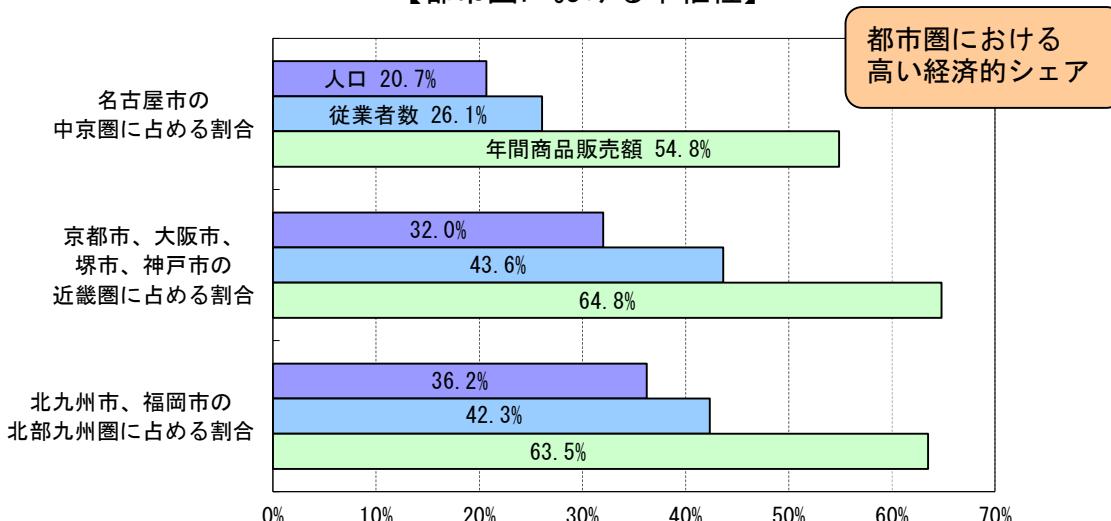
\*各種統計より作成（巻末参照）

## ③大都市の中枢性\*：都市圏の中核を担う指定都市

都市圏における指定都市シェアとして、人口は2、3割でも、従業者数や年間商品販売額では4割、6割を占めているところもあり、指定都市はそれぞれの都市圏の中で高い中枢性を有している。

\* 中枢性：都市圏における指定都市の社会・経済活動の中心性、拠点性

【都市圏における中枢性】



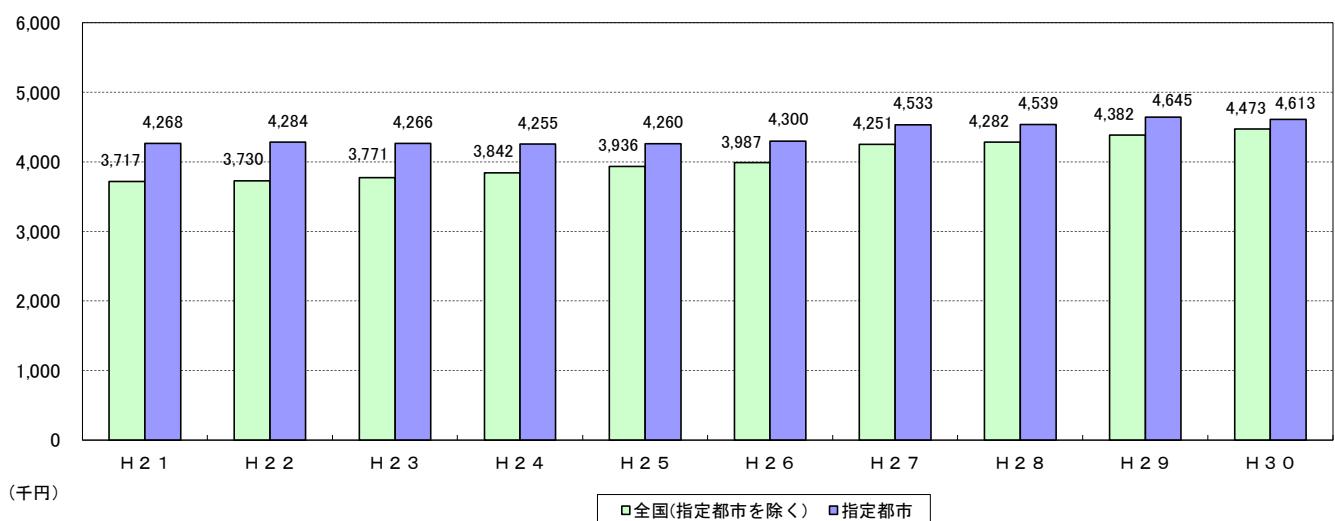
\*各種統計調査より作成（巻末参照）

\*人口は令和3年、従業者数は平成28年、年間商品販売額は平成28年

#### ④大都市の役割：日本経済の牽引

指定都市の人口や産業の集積性、都市機能や産業構造の高次性、それぞれの都市圏における中枢性などを背景として、指定都市の人口一人当たり地域内GDPは相対的に高く、不況期においても一貫して全国よりも高い生産性を保持し続け、日本経済を牽引する役割を担っている。

【人口一人当たり地域内GDP】



一貫して全国よりも  
高い水準の人口一人  
当たりGDPで日本  
経済に貢献

\*各種統計より作成（巻末参照）

\*平成30年度県（市）民経済計算

## (2) 大都市の都市的課題

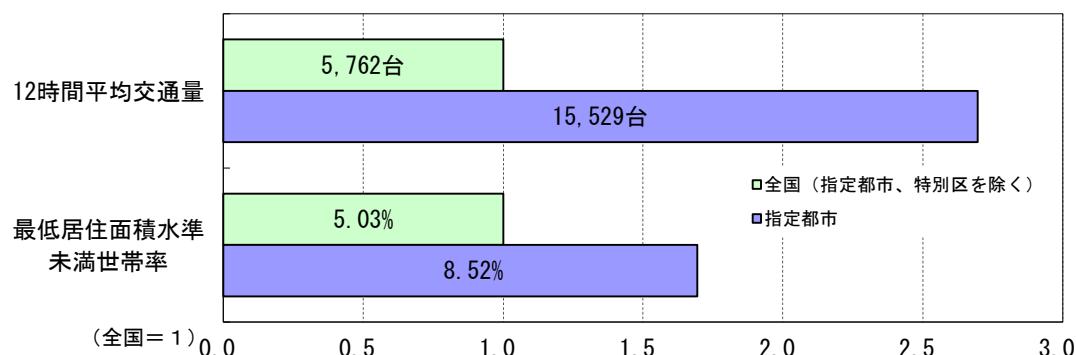
### ○過密や集中に起因する都市的課題

指定都市では人口や産業が集積、高度化し、都市圏における中枢性を有している一方で、過密や集中に起因する様々な都市的課題が顕在化している。

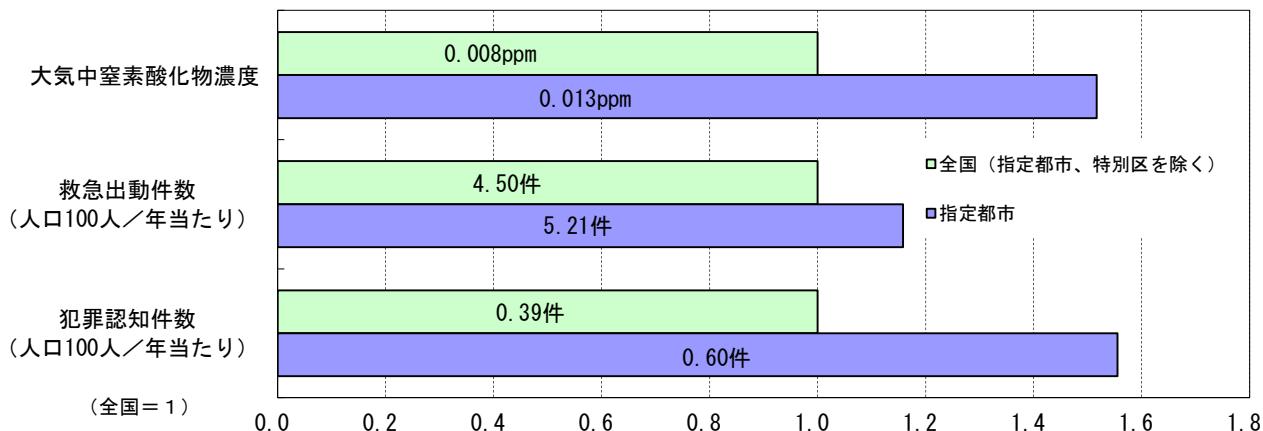
例えば、交通混雑や低い居住水準などの経済・生活インフラの問題、ごみや排気ガスなどの環境問題、救命救急活動や犯罪などの市民生活の安全・安心に係る問題、生活保護やホームレスなどの貧困問題等、全国に比べて指定都市では都市的課題が早くから明らかにされている。

#### 【顕在化する都市的課題】

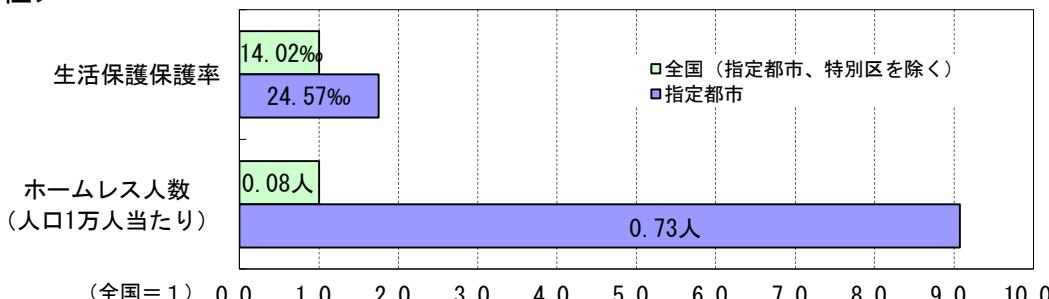
##### <都市的インフラの整備>



##### <環境・安全安心>



##### <福祉>



多くの社会的課題が、  
全国平均よりも高い  
水準で顕在化

\*各種統計より作成（巻末参照）

\*「生活保護保護率」の全国値は特別区を含む

## II. 大都市特有の財政需要

指定都市における人口や産業の集積性、高次の都市機能や産業の高度化、それぞれの都市圏における中枢性などにより、大都市特有の財政需要が生じている。また、安全・安心、貧困や少子化などの都市的課題や大都市特例事務に対応するため、大都市特有の財政需要が生じている。

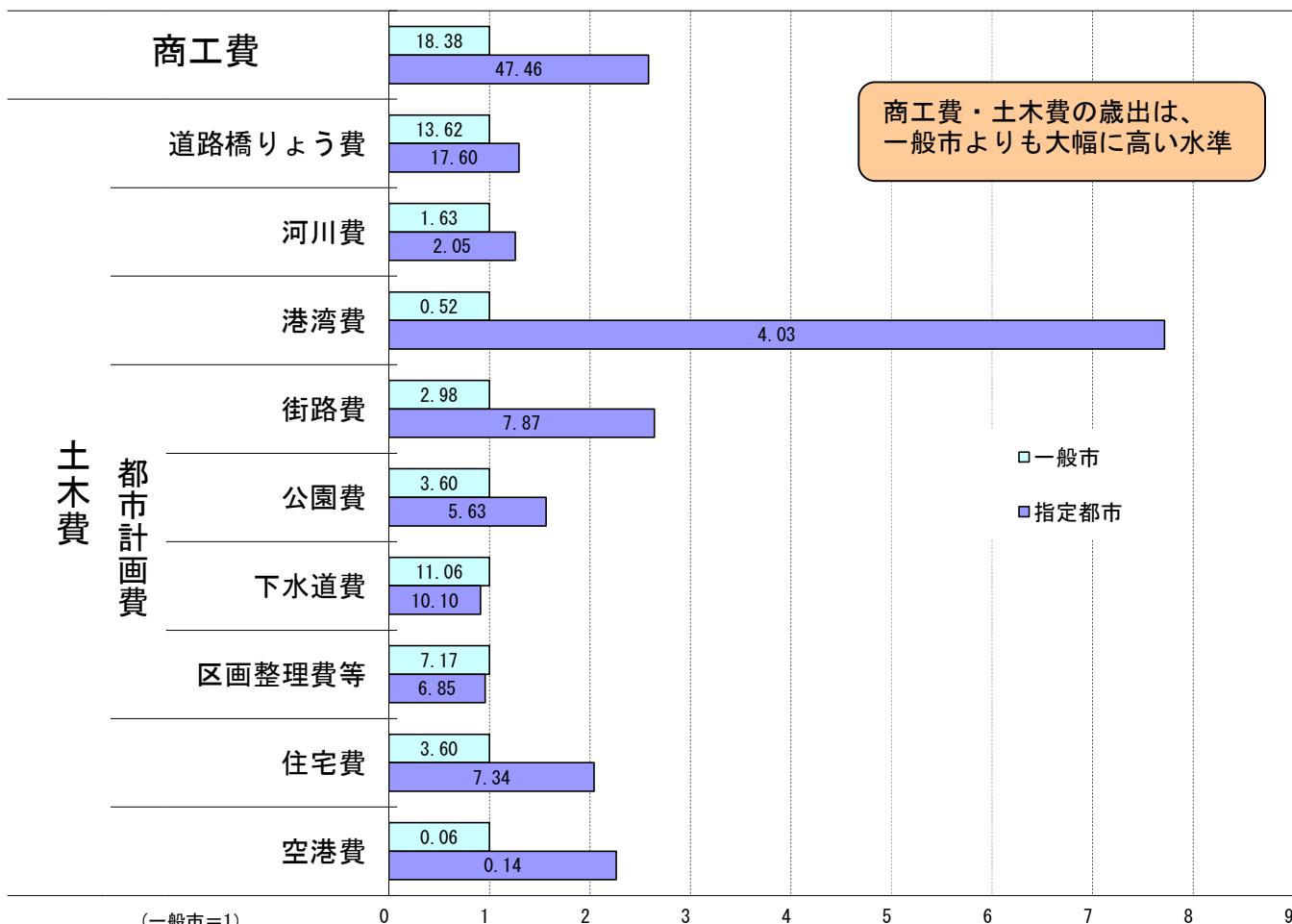
### (1) 集積性・高次性・中枢性に起因する財政需要

#### ① 法人需要や都市インフラ需要を量と質で支える大都市財政

指定都市における人口や産業の集積性、高次の都市機能や産業の高度化、都市圏における中枢性は、活発な経済活動を伴う法人需要や、過密な空間利用・交通混雑などの都市的インフラ需要を発生させ、その対応のために、企業活動支援、道路、交通機関、公園、港湾、住宅などについての高水準の整備が必要となっている。

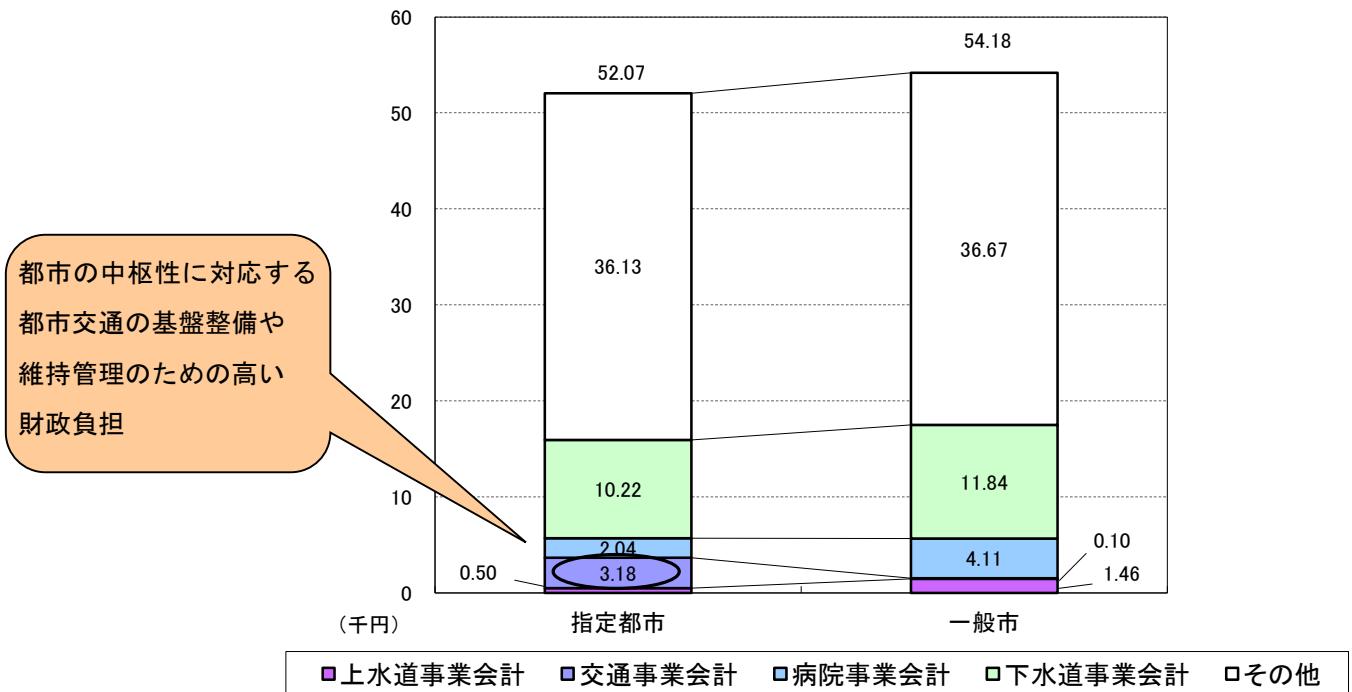
その結果、指定都市の商工費や土木費、交通事業会計に対する繰出金は一般市よりも大幅に高い水準となっている。また、指定都市では地価・物価が相対的に高いことから、これらのインフラの整備費、維持費についても相対的に高コストとなる。

【法人需要への対応と都市インフラの整備・維持（人口一人当たり歳出額 千円）】

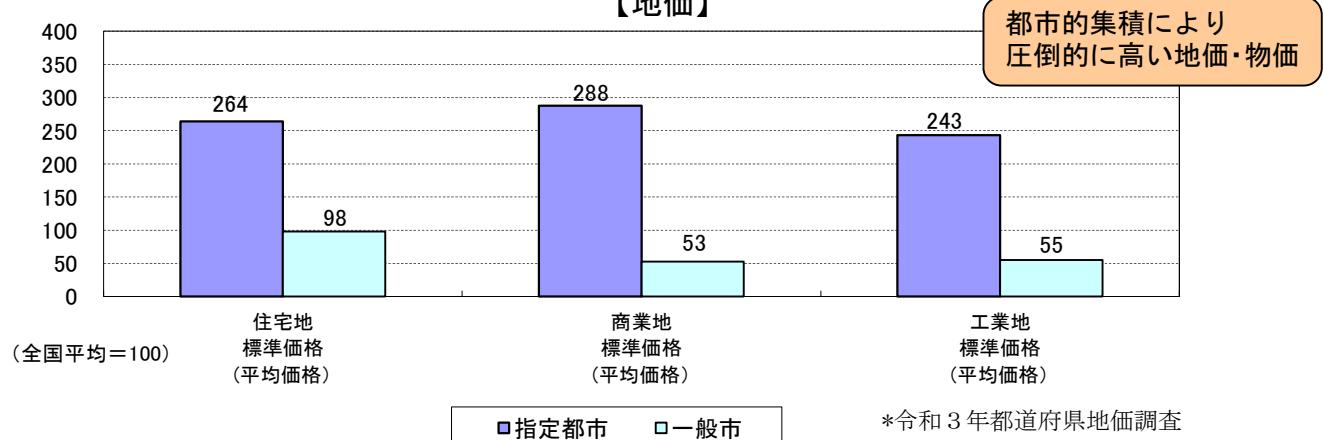


\*令和2年度市町村別決算状況調

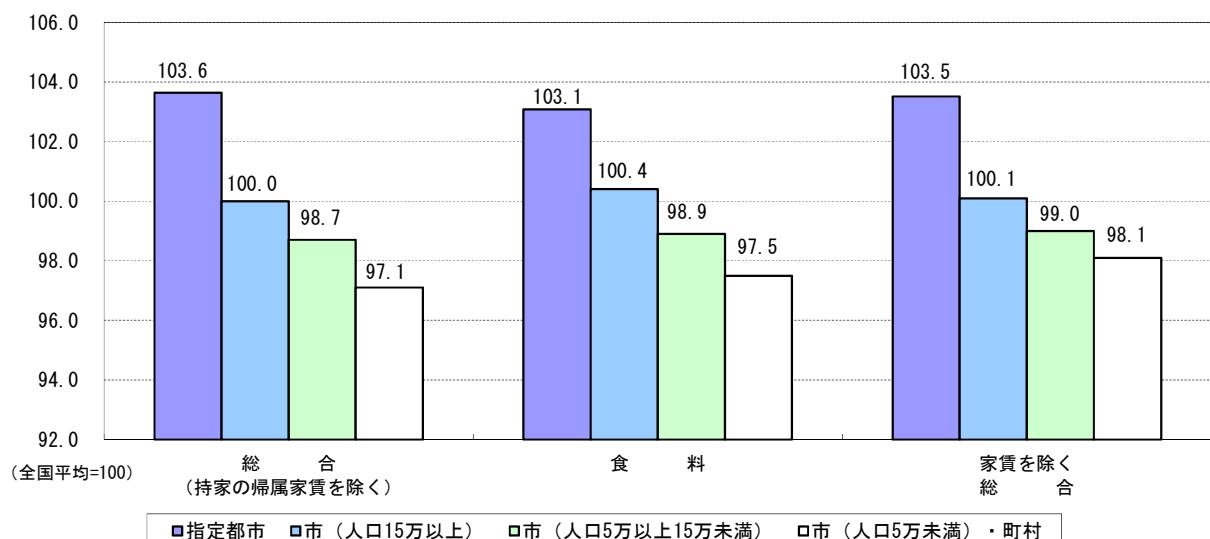
## 【公営企業等に対する繰出金（人口一人当たり）】



## 【地価】



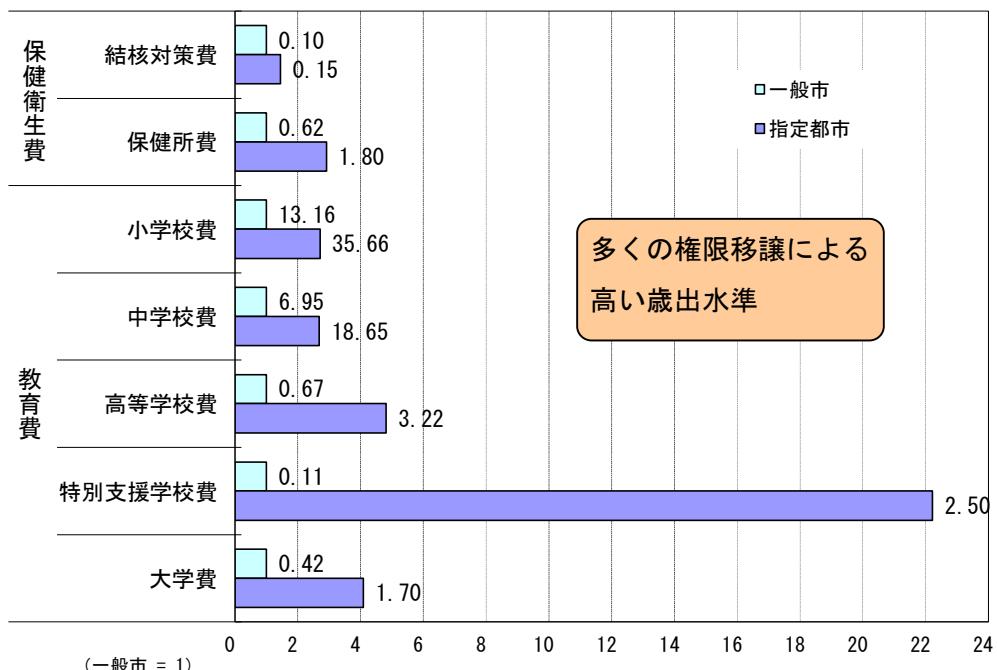
## 【物価】



## ②道府県並みの事務を担う大都市財政

集積性・高次性・中枢性を担う指定都市は、大都市特例事務を含む道府県並みの事務を多く担っている。その結果、保健衛生関係費、教育関係費が、一般市のレベルよりも突出して高くなっている。

【保健衛生、教育への支出（人口一人当たり歳出額 千円）】



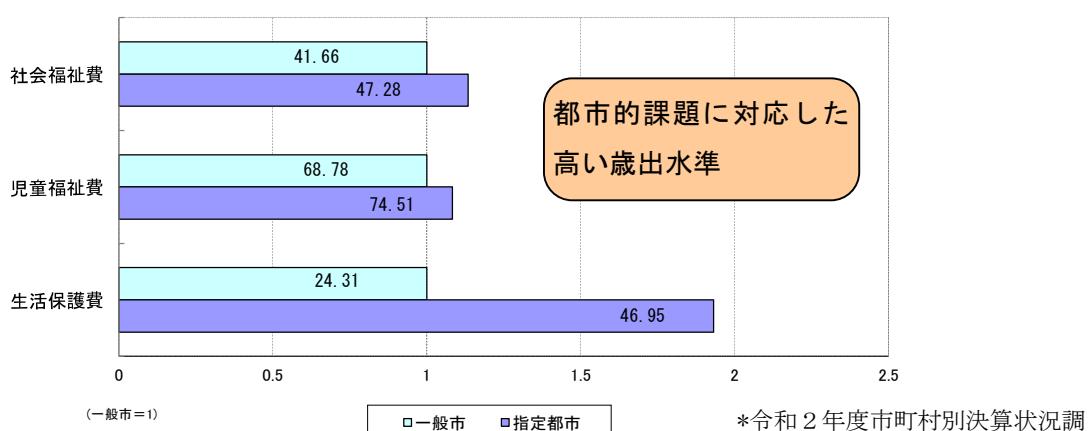
\*令和2年度市町村別決算状況調

### （2）都市的課題に対応する財政需要

#### ○安全・安心、福祉など多様な課題に対応する大都市財政

市民生活の安全・安心に係る問題、生活保護、ホームレスなどの都市的課題に対応するため、指定都市はより多くの支出を行っている。社会福祉費、児童福祉費、生活保護費などの福祉関係の支出も一般市のレベルより高く、中でも生活保護費については約2倍の支出となっている。このように、都市的課題に対応する分についても、大都市特有の財政需要として支出増につながっている。

【福祉サービス・公的扶助に対応する支出（人口一人当たり歳出額 千円）】



\*令和2年度市町村別決算状況調

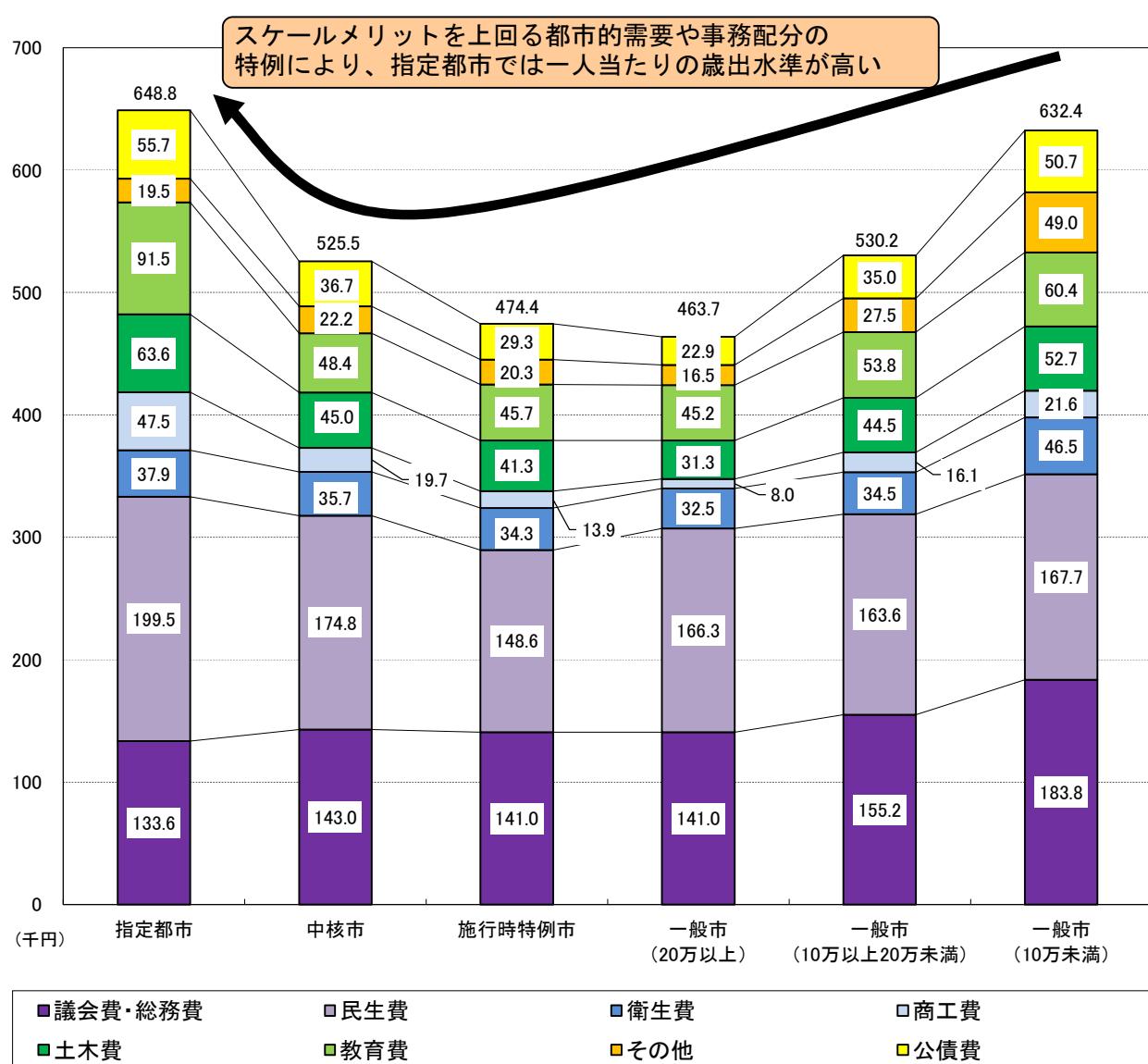
### III. 厳しい大都市の財政状況

大都市としての集積性・高次性・中枢性や都市的課題の存在を背景として、様々な形で大都市特有の財政需要が生じており歳出増の要因になっている。しかし、これに対応した税財政制度が確立していないために必要な歳入が確保されず、また、インフラ整備のためなどに多額の起債をせざるを得ないので債務残高が膨れ、大都市は全国と比較して厳しい財政状況にある。

#### ①大都市特有の財政需要による高い歳出水準

一般市では、都市の規模が大きくなるに従い、スケールメリットにより人口一人当たり歳出額が小さくなる傾向にある。しかし、指定都市は、法人需要への対応、都市インフラの整備・維持や都市的課題などへの対応に要する土木費や民生費などの大都市特有の財政需要のほか、道府県から移譲されている特例事務があることから、人口一人当たり歳出額は大きくなる。

【都市規模に対応した歳出構造（人口一人当たり歳出額 千円）】

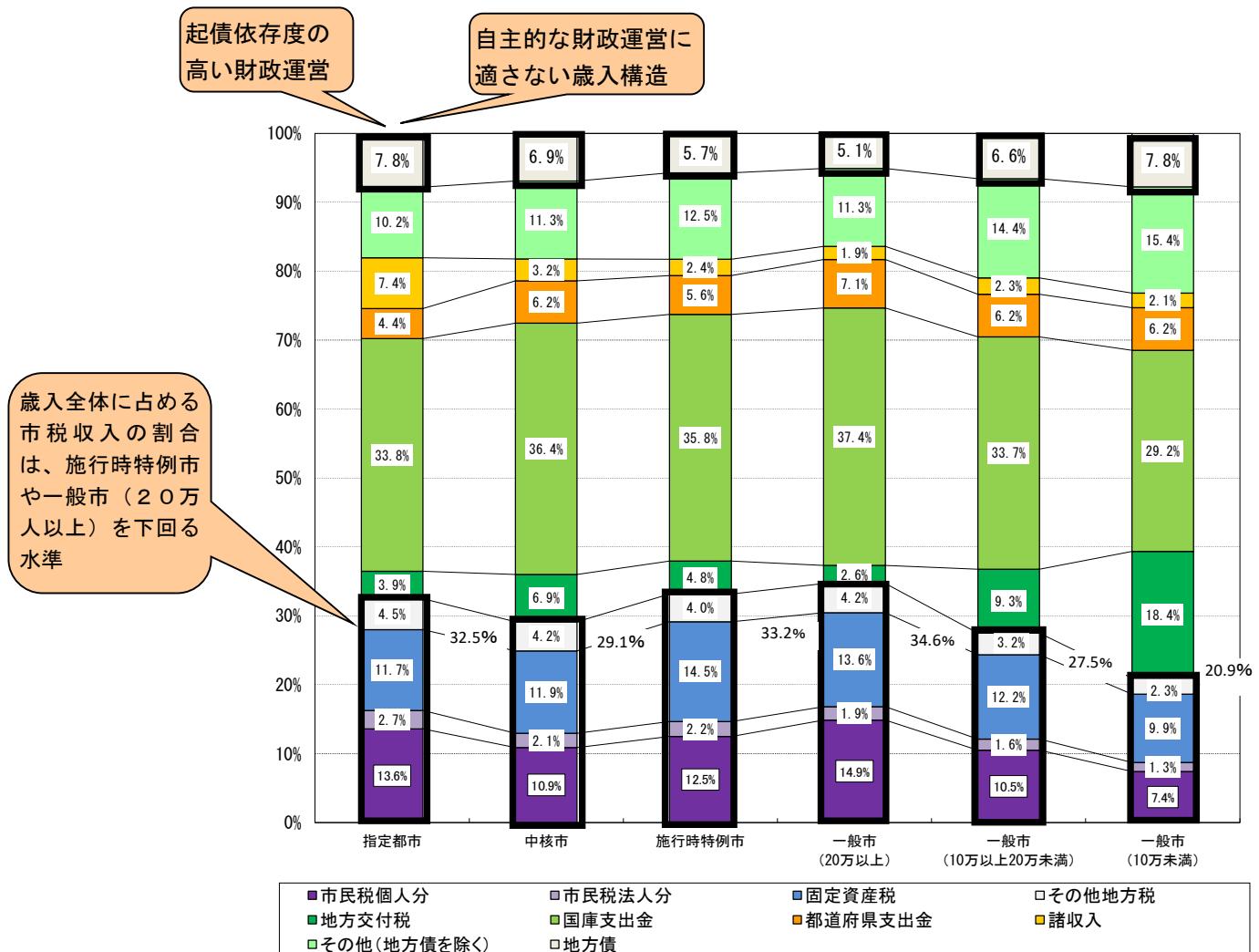


\*令和2年度市町村別決算状況調

## ② 税収の割合が低く、多額の起債が必要になる歳入構造

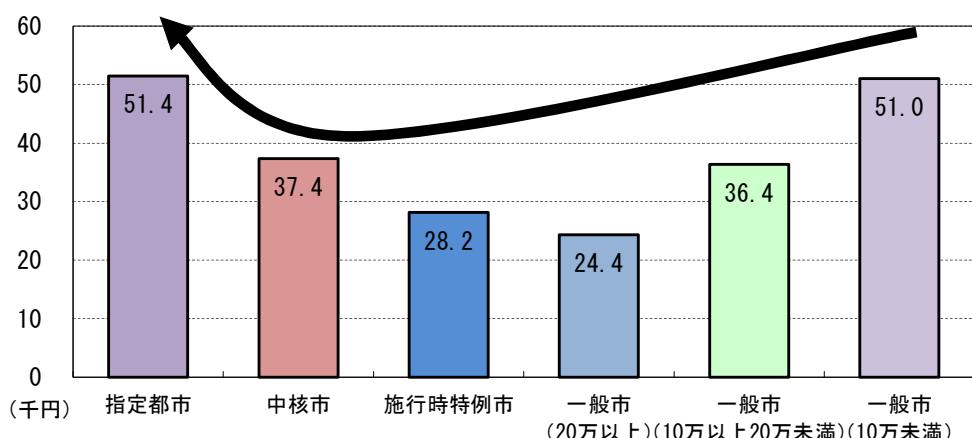
指定都市においては、歳入全体に占める市税収入の割合が、施行時特例市や一般市（20万人以上）を下回る水準であり、大都市特有の財政需要に対応する税財政制度が確立していないため、地方債等への依存度が高く、自主的な財政運営に適した歳入構造となっていない。

【都市規模に対応した歳入構造（歳入額の構成比）】



\*令和2年度市町村別決算状況調

【人口一人当たり起債額】

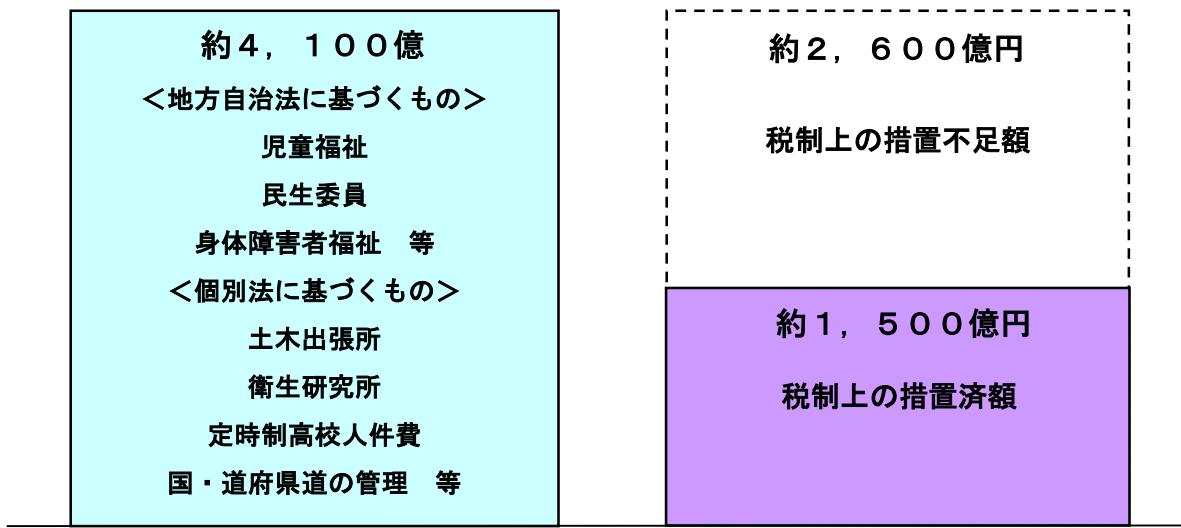


\*令和2年度市町村別決算状況調

### ③大都市特例事務に係る税制上の措置不足

道府県から権限移譲された大都市特例事務の財政負担については、歳出に見合うだけの歳入が税制上は措置されていない。

#### 【大都市特例事務に係る税制上の措置不足額】



道府県に代わって負担している  
大都市特例事務に係る経費  
(特例経費一般財源等所要額)  
注 県費負担教職員の給与負担に  
係る経費を含まない。

左の経費に対する  
税制上の措置

\*令和4年度予算による概算

### ③ 配分割合の低い市域内税収\*

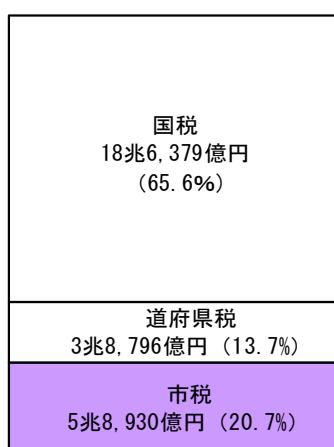
全国における市町村税の配分割合は19.2%と低い水準となっており、平成29年度に道府県から教職員の給与負担に係る経費分の税源移譲がなされた指定都市においても、20.7%となお低い配分割合にとどまっている。

\*国税・道府県税については、税務署統計資料等から各種指標を用い按分するなどして試算した推計値

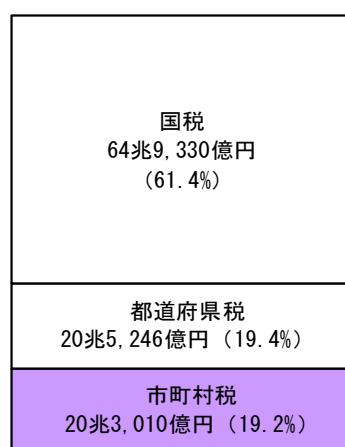
#### 【指定都市域内税収の配分状況】

計 28兆 4,105 億円

計 105兆 7,586 億円



指定都市



全国

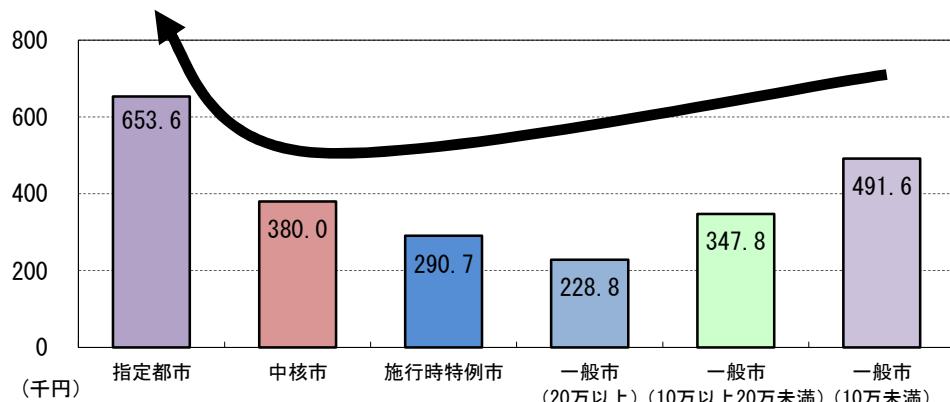
注 県費負担教職員の給与負担に係る経費に対する  
道府県から指定都市への税源移譲相当額  
(交付税)については市税に含まれている。

\*令和2年度決算

## ⑤大都市における財政状況の悪化

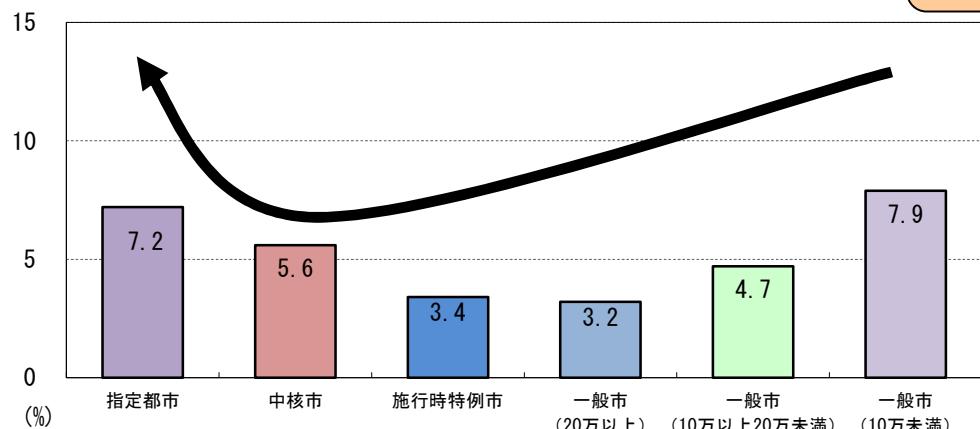
指定都市では、多額のインフラの整備費が必要であることから、人口一人当たり地方債現在高が突出して高く、地方債償還額も大きくなるため実質公債費比率も高い水準にある。更に、指定都市では大都市特有の財政需要に対応する税財政制度が確立していないため、経常収支比率が高いなど厳しい財政状況となっている。

【人口一人当たり地方債現在高】

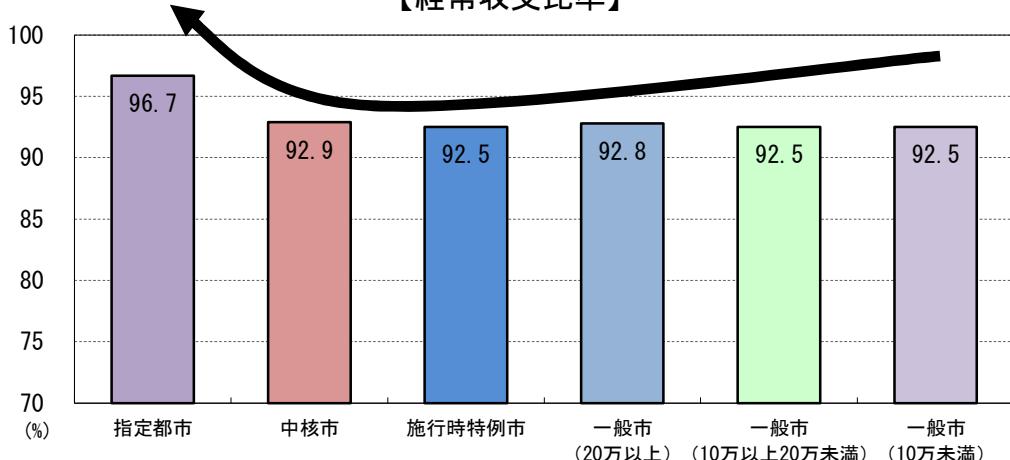


厳しい  
財政状況

【実質公債費比率】



【経常収支比率】



\*令和2年度市町村別決算状況調

## IV. 大都市の特性に合った税財政制度の構築

日本経済の持続的な成長に向けて大都市に対する期待は大きい。指定都市は、全国の2割の人口規模を有する中で、高いGDPの水準を保ちながら首都圏、中部圏、近畿圏などの大都市圏の核として、また、各ブロックや道府県の中心として地域経済を牽引している。

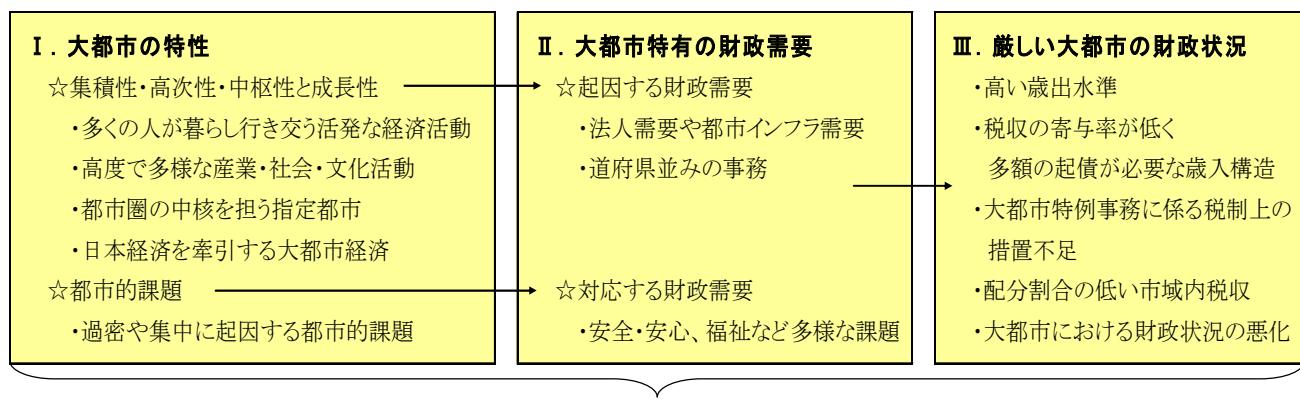
今後も、経済活動のグローバル化、産業のソフト化・サービス化などの動きの中で、成長性が期待される第3次産業等が集積する大都市は、周辺地域とともに発展するための成長のエンジンとしての役割を果たすことが求められている。

その一方で、経済的な地域間格差の拡大が生じることで、特に法人からの税収の増加によって、法人の集積が顕著な大都市の税収が増大し、税収の偏在性が高まるとの意見がある。

しかし、その実態についてみると、前述のとおり、人口や産業の集積性、高次の都市機能や産業の高度化、それぞれの都市圏における中枢性などに対応するための財政需要が生じている。また、安全・安心、貧困や少子化などの都市的課題に対応するための財政需要も生じている。

このような大都市特有の財政需要が歳出増の要因になっているが、大都市特有の財政需要に対応した税財政制度が確立していないこと、事務配分の特例に対応した措置が不足していることなどにより、自主財源による歳入の十分な確保は難しい状況にあり、債務の増大を招いているため、大都市の財政状況は全国と比較して厳しい状況にある。

以上のように、大都市は集積性・高次性・中枢性を背景として日本経済を牽引する役割を有する一方、様々な都市的課題があり、これら大都市特有の財政需要に対応するため、大都市は厳しい財政状況にある。そのため、大都市特有の財政需要に対応した都市税源の充実強化を図るなど、大都市の特性に合った税財政制度の構築が必要である。



**出典及び用語・集計方法等についての注釈**  
**[重点要望事項詳細説明]・[要望事項詳細説明]**

章立て・グラフタイトル・指標名		出典	調査時期	合併 遷及 反映	データ対象市	用語・集計方法 等についての注 釈
重点要望事項 需要 に 対 応 し た 都 市 税 源 の 拡 充 強 化	都市的課題	12時間平均 交通量	国土交通省「全国道路・街路交通情勢 調査 一般交通量調査」	平成27年秋季	○	全指定都市
		大気中 窒素酸化物濃度	環境省「大気汚染物質広域監視システ ム」	令和3年10月1日時点 (時報値)	○	全指定都市
		犯罪認知件数	警察庁「犯罪統計資料(令和2年1~令 和2年12月)」 大都市比較統計年表(令和2年)	(令和2年中)	○	全指定都市
		生活保護保護率	厚生労働省「厚生労働統計一覧 2020 年度被保護者調査」	(令和2年度中)	○	全指定都市
		ホームレス人数	厚生労働省「ホームレスの実態に関する 全国調査(概数調査)結果」	令和4年1月時点	○	全指定都市
	都市的財政需要		令和2年度 市町村別決算状況調	令和3年3月31日時点	○	全指定都市
	消費流通活動 及び事業活動	人口	総務省「人口推計(令和3年10月1日現 在人口)」等	令和3年10月1日時点	○	全指定都市
		従業者数	経済産業省「平成28年経済センサス- 活動調査」	平成28年6月1日時点	○	全指定都市
		事業所数				
		年間商品販売額	経済産業省「平成28年経済センサス- 活動調査」	平成28年6月1日時点	○	全指定都市
		事業系ごみ 搬入量	環境省「令和2年度一般廃棄物処理実 態調査」	(令和2年度中)	○	全指定都市
要 3 （ 所 法 得 人 へ 課 住 税 税 民 税 制 関 係 充 実 ）	法人需要への対応と 都市インフラの整備・ 維持	令和2年度 市町村別決算状況調	令和3年3月31日時点	○	全指定都市	商工費 土木費

**資料編 指定都市の実態について(概要)**

章立て・グラフタイトル・指標名		出典	調査時期	合併 遷及 反映	データ対象市	用語・集計方法 等についての注 釈
大都市の特性	大都市の集積性・高次性・中枢性・役割	面積	国土地理院「令和3年全国都道府県市 区町別面積調」	令和3年10月1日時点	○	全指定都市
		人口	総務省「人口推計(令和3年10月1日現 在人口)」等	令和3年10月1日時点	○	全指定都市
		大都市圏人口	総務省「平成27年国勢調査 我が国人 口・世帯の概観」	平成27年10月1日時点	×	さいたま市、千葉市、 横浜市、川崎市、相模 原市を除く指定都市
		年間商品販売額	経済産業省「平成28年経済センサス- 活動調査」	平成28年6月1日時点	○	全指定都市
		集中治療室等 病床数	厚生労働省「平成17年医療施設調査」	平成17年10月1日時点	×	全指定都市
		大学学生数	文部科学省「令和3年学校基本調査」	令和3年5月1日時点	○	全指定都市
	都市的課題	一人当たり 地域内GDP	内閣府「平成30年度 県民経済計算」 大都市比較統計年表(令和2年)	(平成30年度中)	○	相模原市、静岡市、熊 本市を除く指定都市 ※出典である「大都市 比較統計年表」にデータ が示されていないため。
		12時間平均 交通量	国土交通省「全国道路・街路交通情勢 調査 一般交通量調査」	平成27年秋季	○	全指定都市
		最低居住面積水準 未満世帯率	総務省統計局「平成30年住宅・土地統 計調査」	平成30年10月1日時点	○	全指定都市
		生活保護保護率	厚生労働省「厚生労働統計一覧 2020 年度被保護者調査」	(令和2年度中)	○	全指定都市
財 政 需 要	法人需要・ インフラ需要	厚生労働省「ホームレスの実態に関する 全国調査(概数調査)結果」		令和4年1月時点	○	全指定都市
	都市的課題から 発生する需要	令和2年度 市町村別決算状況調	令和3年3月31日時点	○	全指定都市	商工費 土木費  社会福祉費 児童福祉費 生活保護費 小学校費 中学校費 特別支援学校費

## 出典及び用語・集計方法等についての注釈

### 資料編～指定都市の実態について～

章立て・グラフタイトル・指標名			出典	調査時期	合併 遡及 反映	データ対象市	用語・集計方法 等についての注 釈	
I 大都市の特性	大都市の集積性・高次性・中極性・日本経済牽引の役割	集積性	面積	国土地理院「令和3年全国都道府県市区町村別面積調」	令和3年10月1日時点	○	全指定都市	
			人口	総務省「人口推計(令和3年10月1日現在人口)」等	令和3年10月1日時点	○	全指定都市	
			昼間人口	総務省「令和2年国勢調査」	令和2年10月1日時点	○	全指定都市	
		高次性	従業者数	経済産業省「平成28年経済センサス-活動調査」	平成28年6月1日時点	○	全指定都市	
			大都市圏人口	総務省「平成27年国勢調査 我が国人・世帯の概観」	平成27年10月1日時点	×	さいたま市、千葉市、横浜市、川崎市、相模原市を除く指定都市	
			年間商品販売額	経済産業省「平成28年経済センサス-活動調査」	平成28年6月1日時点	○	全指定都市	
	中極性	集中治療室等病床数	集中治療室等病床数	厚生労働省「平成17年医療施設調査」	平成17年10月1日時点	×	全指定都市	集中治療室等病床数:二次救急における特定集中治療室等の病床数と、三次救急における特定集中治療室等の病床数の合計
			大学学生数	文部科学省「令和3年学校基本調査」	令和3年5月1日時点	○	全指定都市	
		国際コンベンション開催数	大学院生数					
			国際コンベンション開催数	日本政府観光局「2020年国際会議統計」	(令和2年中)	○	全指定都市	国際コンベンション:参加者総数が50名以上、参加国が日本を含む3カ国以上、開催期間が1日以上の国際会議
	役割	第3次産業就業者数比率	総務省「平成27年国勢調査」	平成27年10月1日時点	○	全指定都市		
		中極性	名古屋市の中京圏に占める割合	総務省「人口推計(令和3年10月1日現在人口)」等 経済産業省「平成28年経済センサス-活動調査」	令和3年10月1日時点 平成28年6月1日時点	○	名古屋市	中京圏:岐阜県、愛知県、三重県
			京都市、大阪市、堺市、神戸市の近畿圏に占める割合				京都市、大阪市、堺市、神戸市	近畿圏:滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県
			北九州市、福岡市の北部九州圏に占める割合				北九州市、福岡市	北部九州圏:福岡県、佐賀県、大分県
		役割	人口一人当たり地域内GDP	内閣府「平成30年度 県民経済計算」 大都市比較統計年表(令和2年)	(平成30年度中)	○	相模原市、静岡市、熊本市を除く指定都市 ※出典である「大都市比較統計年表」にデータが示されていないため。	
大都市の都市的課題	インフラ	12時間平均交通量	国土交通省「全国道路・街路交通情勢調査 一般交通量調査」	平成27年秋季	○	全指定都市		
		最低居住水準未満世帯率	総務省統計局「平成30年住宅・土地統計調査」	平成30年10月1日時点	○	全指定都市		
	環境・安全安心	大気中窒素酸化物濃度	環境省「大気汚染物質広域監視システム」	令和3年10月1日時点 (時報値)	○	全指定都市		
		救急出動件数	総務省消防庁「令和3年版救急・救助の現況」 大都市比較統計年表(令和2年)	(令和2年中)	○	全指定都市		
		犯罪認知件数	警察庁「犯罪統計資料(令和2年1～令和2年12月)」 大都市比較統計年表(令和2年)	(令和2年中)	○	全指定都市		
	福祉	生活保護保護率	厚生労働省「厚生労働統計一覧 2020年度被保護者調査」	(令和2年度中)	○	全指定都市		
		ホームレス人数	厚生労働省「ホームレスの実態に関する全国調査(概数調査)結果」	令和4年1月時点	○	全指定都市		

**出典及び用語・集計方法等についての注釈**  
**資料編～指定都市の実態について～（前頁からの続き）**

章立て・グラフタイトル・指標名			出典	調査時期	合併 遡及 反映	データ対象市	用語・集計方法 等についての注 釈	
II ・大 都 市 特 有 の 財 政 需 要	法人 需 要	法人需要への対応 と都市インフラの整備・維持	令和2年度 市町村別決算状況調	令和3年3月31日時点	○	全指定都市	商工費 土木費	
		公営企業等に対する繰出金						
		地価	(一財)土地情報センター「都道府県地価調査(令和3年)」	令和3年7月1日時点	○	全指定都市		
		物価	総務省統計局「平成21年平均消費者物価地域差指数」	(平成21年中)	×	相模原市、浜松市、堺市を除く指定都市 ※出典である「平均消費者物価地域差指数」に、データが示されていないため。		
	道府 県並 みの 事務	保健衛生、教育への支出	令和2年度 市町村別決算状況調	令和3年3月31日時点	○	全指定都市	保健衛生費 教育費	
		安全安心・福祉	福祉サービス・公的扶助に対応する支出	令和2年度 市町村別決算状況調	令和3年3月31日時点	○	全指定都市	社会福祉費 児童福祉費 生活保護費
	III ・嚴 し い 大 都 市 の 財 政 状 況	高い歳出水準	都市規模に対応した歳出構造	令和2年度 市町村別決算状況調	令和3年3月31日時点	○	全指定都市	
		多額の起債が必要	都市規模に対応した歳入構造	令和2年度 市町村別決算状況調	令和3年3月31日時点	○	全指定都市	
		人口一人当たり起債額						
		税率措置不足	大都市特例事務	各指定都市令和4年度予算	(令和4年度)	○	全指定都市	
		低い配分割合	指定都市域内税収の配分状況	各指定都市令和2年度決算等	令和3年3月31日時点	○	全指定都市	
		財政状況の悪化	人口一人当たり地方債現在高 実質公債費比率 経常収支比率	令和2年度 市町村別決算状況調	令和3年3月31日時点	○	全指定都市	